

本巢市人権施策推進指針

(第3次改訂版)

令和6年3月

本巢市



もくじ

第1章 基本的な考え方

1 人権をめぐる国内外の動向	1
2 指針改訂の趣旨	4
3 基本理念	5
4 指針の位置付け	6
5 指針の推進期間	6

第2章 人権施策の推進方向

1 施策の推進方向	7
2 人権教育・啓発の推進	8
3 分野別施策の推進	13
＜本県市民意識調査結果の概要＞	13
（1）女性	18
（2）子ども	23
（3）高齢者	28
（4）障がい者	32
（5）部落差別（同和問題）	38
（6）日本に居住する外国人	43
（7）インターネットによる人権侵害	45
（8）感染症患者等	48
（9）刑を終えて出所した人	50
（10）犯罪被害者とその家族	52
（11）性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人	54
（12）その他の人権問題	57

第3章 人権施策の総合的かつ効果的な推進

1 市民、各機関との連携	60
2 マスメディアの活用	61
3 進行管理及び見直し	61

第4章 参考資料

1 用語解説	62
2 関係法令等	68
3 本巢市人権施策推進審議会	77
4 本巢市人権施策推進審議会委員名簿	79
5 人権関係年表	80



第1章 基本的な考え方



1 人権をめぐる国内外の動向

(1) 人権に関する国際的な動向

昭和23年12月10日、国際連合（以下「国連」という。）総会において「世界人権宣言^{*}」〔P65 参照〕が採択されました。この宣言の第2条では「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と定められています。

その後、「世界人権宣言」を実効あるものとするため、人種差別撤廃条約（昭和40年）〔P62 参照〕、国際人権規約^{*}（昭和41年）〔P63 参照〕、女子差別撤廃条約^{*}（昭和54年）〔P64 参照〕、児童の権利に関する条約（平成元年）などの人権関係諸条約が採択されるとともに、国際婦人年をはじめとした各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

平成6年には、国連総会において、人権教育を通して人権文化を世界に築くことを目的として、平成7年から平成16年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されるとともに、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取り組みが開始されました。

この世界計画は、「初等中等教育」をテーマとした第1フェーズ行動計画（平成17～21年）、「高等教育と教育者、公務員、法執行者等への人権教育」をテーマとした第2フェーズ行動計画（平成22～26年）、第1及び第2フェーズの取組強化と「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマとする第3フェーズ（平成27～31/令和元年）、現在は「青少年のための人権教育」をテーマとした第4フェーズ（令和2～6年）の取組が図られています。

また、組織に関する国際規格の分野では、平成22年に発行されたISO26000において、企業の社会的責任として「人権」が中核主題の一つとして位置付けられています。

(2) 国の動向

わが国においては、日本国憲法において「国民主権」、「基本的人権^{*}の尊重」〔P63 参照〕、「平和主義」が定められています。そのうちの「基本的人権の尊重」についても、様々な取り組みが行われてきました。

平成9年3月には、様々な人権問題を踏まえ今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行されました。また、同年7月には「人権教育のための国連10年」に関する行動計画が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取り組みが示されました。平成12年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び人権啓発の基本理念や施策の策定及び実施は、国の責務として明らかにされ、地方公共団体においても、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえた施策の策定及び実施が責務とされました。

この法律を受け国は、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、平成23年には、「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権課題に加える一部変更がなされ、人権尊重社会の実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

最近では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年）、「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」（障害者差別解消法[※]）（平成28年）〔P63参照〕、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法[※]）（平成28年）〔P67参照〕、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年）の施行など法整備が図られました。また令和4年には「こども基本法」が制定され、令和5年4月から施行されています。

文部科学省においては、平成20年に「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次取りまとめ）」を公表し、この中で、学校での取組をはじめ、家庭・地域、関係機関との連携した取組等具体的実践例を提示し、人権教育の充実が図られるよう支援しています。

（3）県の動向

岐阜県においては、平成10年に庁内の人権関係部局が連携・協力し、人権施策について総合的かつ効果的に推進することを目的とした「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」が設置され、平成12年には、人権尊重意識を広く県民に普及し、さまざまな人権に関する問題への取り組みを推進するため、「岐阜県人権啓発センター[※]」〔P62参照〕が設置されました。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等で示された基本的考え方を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、DVや子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に対応するため、「岐阜県人権施策推進指針」が平成15年3月に策定されました。

平成17年には、これまでの「岐阜県人権啓発連絡協議会」を改組・拡充し、岐阜県の人権課題全般について総合的に審議する機関として、県民を代表する有識者などで構成される「岐阜県人権懇話会」を設置し、人権施策を推進しています。

平成20年には、「岐阜県人権施策推進指針」が策定され、平成25年3月には、岐阜県人権施策推進指針の第2次改定が行われました。この改定された指針によって、岐阜県が進める人権教育・啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるため人権教育及び人権啓発の総合的な取り組みを行っています。

平成30年3月には、人権に関する県民意識調査（平成29年1月実施）の結果や社会状況の変化、岐阜県人権懇話会、岐阜県地方改善促進審議会等の意見を踏まえ、新たな課題として、性的指向及び性自認を理由とする差別への対応、ヘイトスピーチ*〔P66参照〕への対応、災害に伴う人権問題への対応を行うため「岐阜県人権施策推進指針」の3次改定が行われました。

また、令和5年3月には、人権に関する県民意識調査（平成4年3月実施）の結果に加え、新たな課題として、新型コロナウイルス感染症のまん延に起因する、感染者や医療従事者、その家族等への偏見や差別等への対応も含めた「岐阜県人権施策推進指針」の4次改定が行われました。

教育に関しては、昭和49年に「岐阜県同和教育基本方針」を策定し、学校教育及び社会教育における同和教育を推進してきました。平成14年には「岐阜県人権同和教育基本方針」を策定し、人権同和教育としての新たな方向を示しました。

さらに、平成18年から人権同和教育における行動力の育成を図る取り組みとして「ひびきあいの日」（平成30年から「ひびきあい活動」に変更）を設け、人権問題に対する実践的態度を育成し、人権感覚を高めるなどの教育を実施してきました。平成23年12月には、これまでの同和教育及び人権同和教育の推進による成果と課題を踏まえ、「岐阜県人権教育基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、学校・家庭・地域社会が連携を図りながら人権教育に取り組んできました。平成24年度から、人権尊重という普遍的な文化をつくりあげるため、「人権同和教育」から「人権教育」へと名称を変更しました。

啓発に関しては、人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、新聞、ラジオなどマスコミを活用した広報や冊子・リーフレット、グッズの作成・配布などの啓発活動を推進するとともに、岐阜県人権啓発センターにおける出前講座やビデオ・DVDの貸出しなどの事業を拡充してきました。

また、障害者スポーツ競技体験教室の実施や多様な性に関するセミナーなど新しい課題についても取り組んできました。



2 指針改訂の趣旨

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権問題についての正しい知識を持ち、人権尊重の意識を高めることが不可欠です。

本市では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、人権尊重社会の実現に向けた基本的な考え、各分野の現状と課題、それに対する施策等を明らかにして本指針を策定し、高齢者、子ども、障がいのある人、女性、部落差別（同和問題）、外国人など多岐にわたる人権課題に対して、担当部課を中心に取り組みを進めてきました。

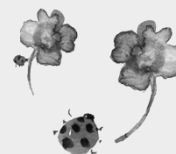
しかし社会には依然として、人命を損なう恐れのあるいじめ、職場におけるハラスメント、スマートフォンの普及や様々なSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※の〔P65参照〕利用拡大に伴うインターネット上の誹謗中傷や、性的指向及び性自認を理由とする偏見・差別など、解消に向けて取り組むべき様々な人権問題があります。

また令和2年以降、世界中で新型コロナウイルス感染症がまん延し、感染者、医療従事者等への偏見や差別が生じました。

この度の改訂は、「本巣市人権についての市民意識調査」（令和5年11月実施）の結果を参考として、現在の指針を継承・発展させ、令和6年度から人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための見直しを実施したものです。

3 基本理念

市民一人ひとりの人権が尊重されるまちを目指して



「本巢市第2次総合計画」において、本市の将来像を「自然と都市の調和の中で人がつながる活力あるまち・本巢」として掲げています。

その実現に向けて人権分野においては、基本方針として「学び合い、育ち合い、文化を伝えるまち」、施策の大綱として「お互いを尊重する心通うまち」を掲げ、人権の尊重は、市民一人ひとりの意識や行動によるものであるため、それぞれが学び、意識をもって行動することが重要とし、人権教育推進計画を推進し、講演会などの学習機会やリーフレットの配布などを行うことによって人権への市民意識の啓発に努めることとしています。

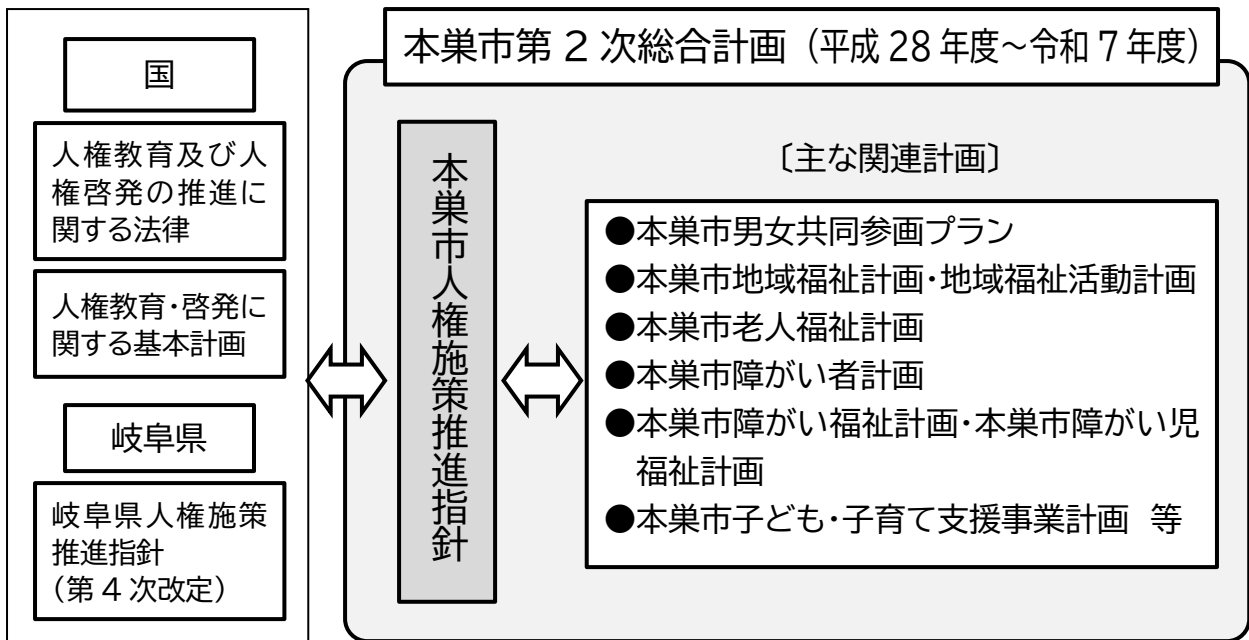
本指針の基本理念においても、総合計画の基本方針を踏襲するとともに、前指針の基本理念を継承し、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまちを目指して」とします。



4 指針の位置付け

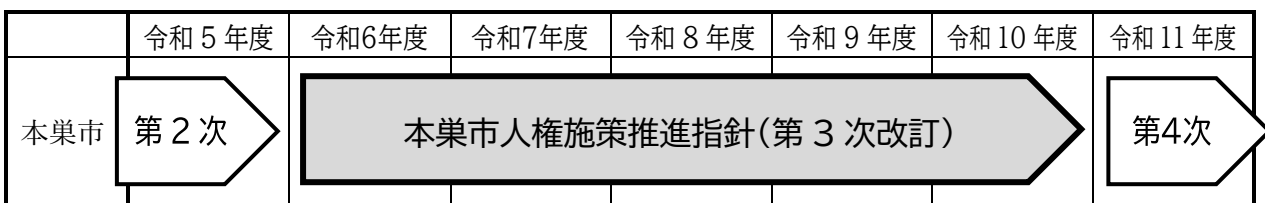
この指針は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針（第3次改定）」の趣旨を本市の人権施策に反映させたものであり、この指針により人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、「本巣市第2次総合計画」等関係計画との整合性を図るとともに、関係計画を推進する上での人権に関する指針となるよう位置付けます。



5 指針の推進期間

本指針の推進期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。また、本指針の推進期間中においても、社会情勢や市民意識の変化、施策の達成に向けた変更等が生じる場合には、必要に応じて弾力的かつ柔軟に見直し、その成果を踏まえて期間終了後も人権に関する総合的かつ効果的な取り組みが継続できるよう進めます。





第2章 人権施策の推進方向



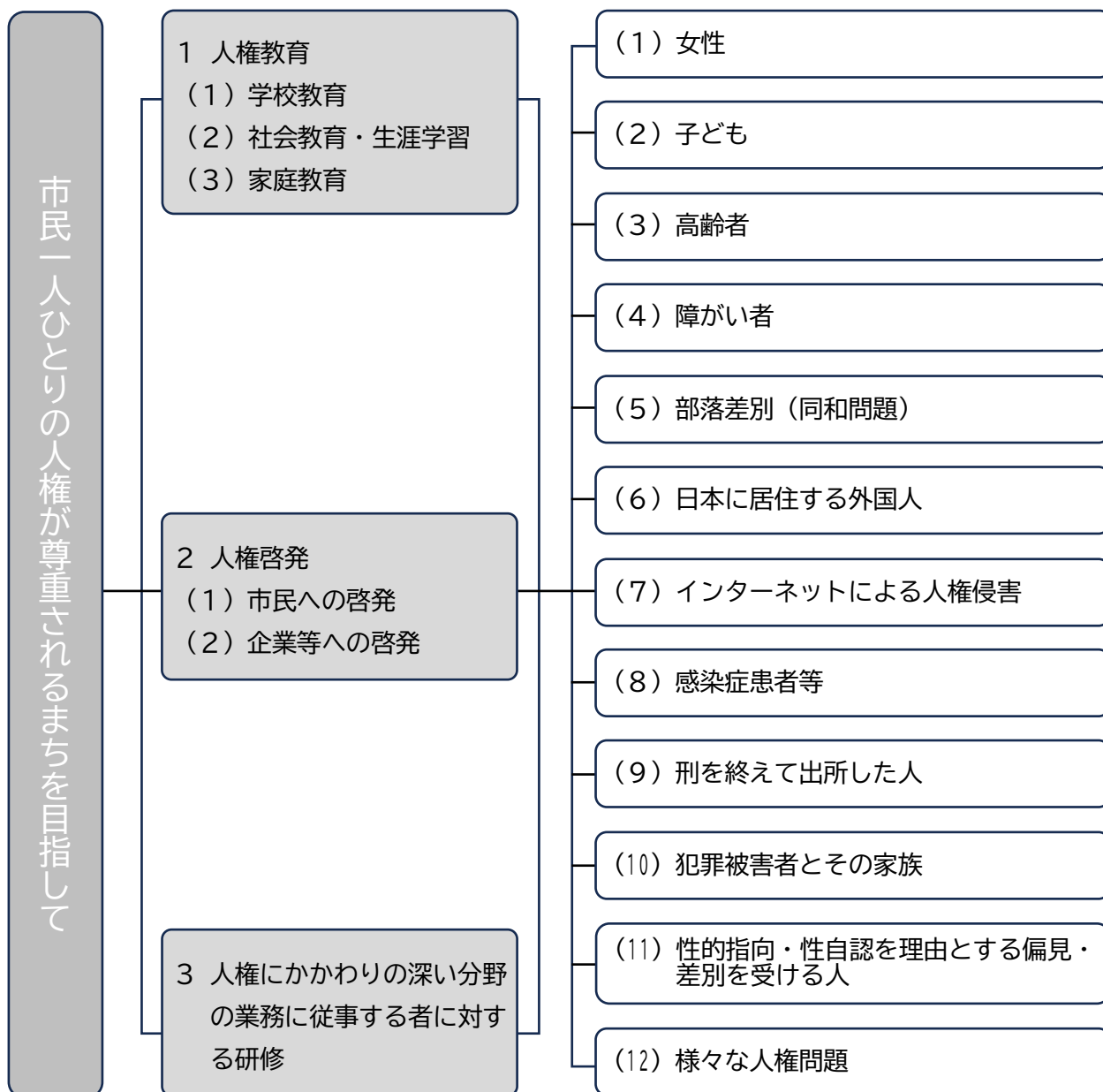
1 施策の推進方向

本指針においては、基本理念として掲げた「市民一人ひとりの人権が尊重されるまちを目指して」の実現に向け「人権教育・啓発の推進」と「分野別施策の推進」を体系化します。

〔基本理念〕

〔推進方向〕

〔分野別施策の方向〕





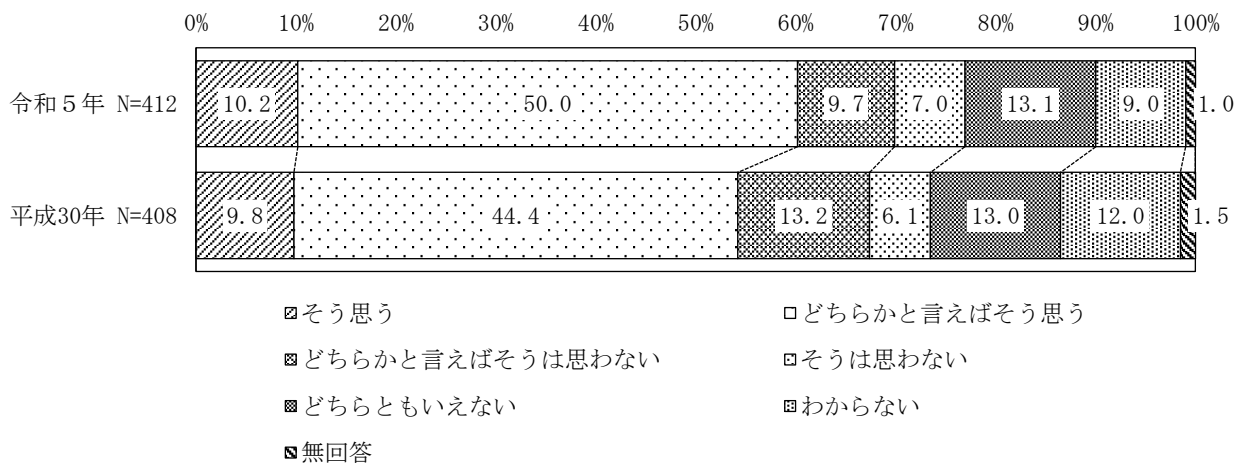
2 人権教育・啓発の推進

令和5年度に実施した人権についての本巣市民意識調査（以下「R5意識調査」という。）結果によると、身近で一人ひとりの人権が守られていると思う人（「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の合計）の割合は、平成30年度に実施した本巣市民意識調査（以下「H30意識調査」という。）と比較して増加し6割を超えており（図表2-2-1）、「市民一人ひとりの人権意識は5年前から高くなっているかについて」でも、高くなっていると思う人（「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の合計）の割合は上昇しています（図表2-2-2）。また、人権意識を高める方法としては「学校での教育」が約7割と最も高く、次いで「行政による啓発活動」が約5割、「家庭での教育」が約4割と、学校や家庭での教育が必要であると考え人が多いといえます（図表2-2-3）。さらに、人権侵害に関する市民の認識を深めるための人権教育・人権啓発の方法については「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等による広報」が約3割と最も高く、次いで「学校・職場・地域などの単位での研修会の開催」の割合が約3割弱となっており、マスメディアでの啓発や学校・職場・地域などの身近な生活の場での啓発により、人権問題に対する意識が高まると考える人が多いといえます（図表2-2-4）。

また、人権に関わりの深い分野の業務に従事している人は特に人権問題に対する意識を高めることが重要です。

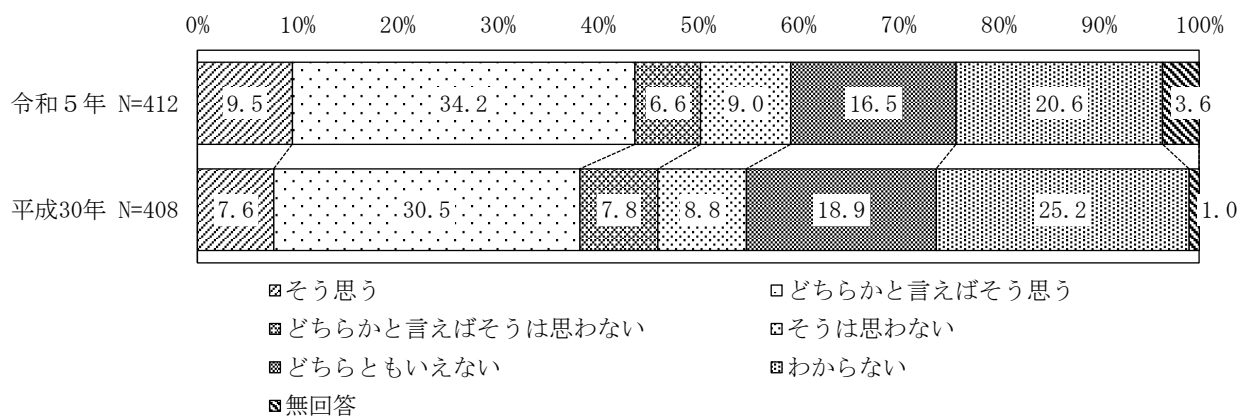
これらのことから、学校教育と家庭や地域における社会教育等の「人権教育」、市民や企業等への「人権啓発」、「人権に関わりの深い分野の業務に従事する者に対する研修」の推進に努めていきます。

図表2-2-1 身近で一人ひとりの人権が守られているかについて（〇は1つだけ）



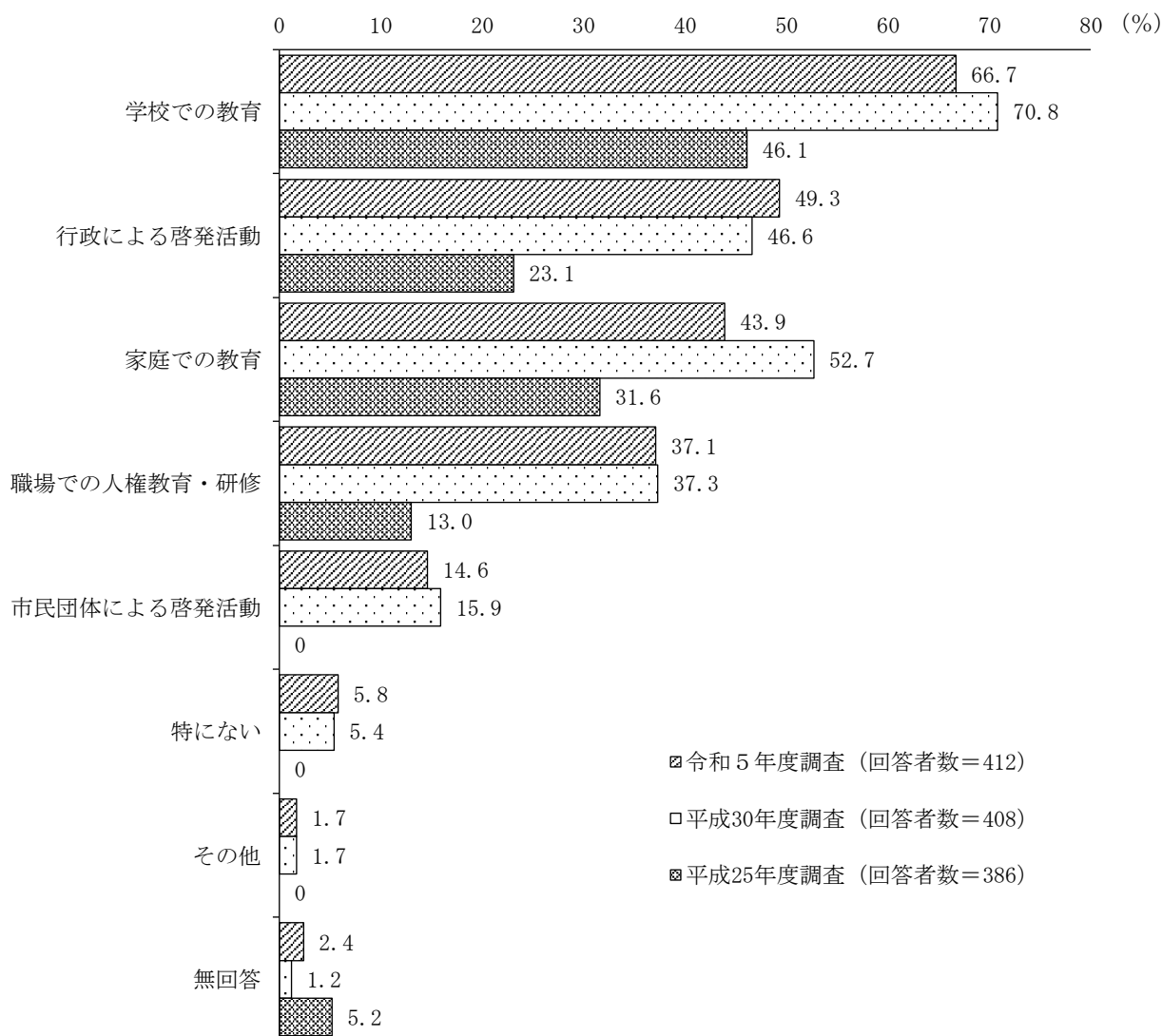
資料：本巣市人権についての市民意識調査

図表2-2-2 市民一人ひとりの人権意識は5年前から高くなっているかについて（○は1つだけ）



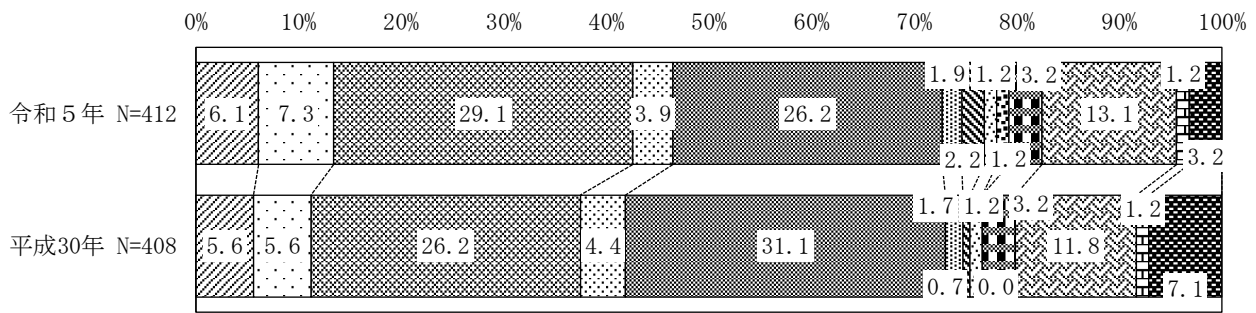
資料：本巢市人権についての市民意識調査

図表2-2-3 人権意識を高める方法として有効と思うものについて（あてはまるものすべてに○）



資料：本巢市人権についての市民意識調査

図表2-2-4 人権教育・人権啓発の方法で必要なことについて（〇は1つだけ）



- ☐ 啓発ポスター等の公募・作成・掲出
- ☐ 冊子、資料の作成、配布
- ☐ テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等による広報
- ☐ 講演会、シンポジウム等の開催
- ☐ 学校・職場・地域などの単位での研修会の開催
- ☐ インターネット・Eメール（メールマガジン等）を利用した啓発広報
- ☐ SNSを利用した啓発広報
- ☐ 交通広告（電車やバス等の車内広告や車体広告）、駅での広告等
- ☐ ワークショップ（参加者による少人数の討論会や参加体験型のプログラム）による研修会
- ☐ 特に必要だと思うことはない
- ☐ わからない
- ☐ その他
- ☐ 無回答

資料：本巣市人権についての市民意識調査

(1) 人権教育

① 学校教育

人格の基礎が形成される幼少期から青年期に至る間の学校教育が担う人権教育は特に重要です。子どもたちの発達段階に応じて、人権意識を高めるための教育の指導方法に創意工夫を凝らすなど、学校の教育活動全体を通じて人権尊重意識を高めるため、人権尊重の精神を育むための教育を推進していくことが必要です。

幼児、児童・生徒の発達段階に応じながら、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人と人との間に存在する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進するよう努めます。

また、人権にかかわる様々な情報があふれる中で、児童・生徒一人ひとりの情報を読み解く能力など人権教育を進める上で、必要な基盤となる能力を育てるとともに、雇用及び労働に関する人権問題などに対処できるよう教育の充実に努めます。

② 社会教育・生涯学習

社会教育においては、幼児から高齢者までの幅広い層を対象として、生涯学習の振興のための様々な施策を実施することを通じて、人権に関する学習を推進していくことが必要です。

このため、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進します。

③ 家庭教育

家庭は、社会の基本を身につける教育の原点であり、幼児の時期から豊かな人間としての情緒を育む上で大切な教育の場です。

このため、家庭教育においては、親が、偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、人権問題を正しく理解した上で子どもと接することが重要であるとともに子どもの成長段階に応じ、生命の大切さや男女平等など、人権尊重の意識をはぐくむことが大切であることから、家庭に対する情報提供や、子育て相談などの支援、保護者の人権意識の高揚を図るため、学習機会の充実等に努めます。

(2) 人権啓発

① 市民への啓発

市民が、人権尊重に対する理解を深め、他の人の人権に配慮できるよう、多様な機会の提供や効果的な手法の採用などによる啓発活動を推進します。

② 企業等への啓発

企業等においては、公正な採用、男女間の昇進や賃金格差の問題、セクシュアル・ハラスメント※〔P65参照〕やパワー・ハラスメント※〔P66参照〕等への対応、働く人の立場に立った働き方改革が求められています。

このため、差別のない人権が尊重される職場づくりと豊かな社会づくりが推進できるように、企業等がより一層の人権教育・啓発に取り組み、人権意識の高揚を図っていくための環境づくりを進めることが重要です。

(3) 人権にかかわりが深い分野の業務に従事する者に対する研修

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人を対象とした人権教育に取り組む必要があります。特に、行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係職員、マスメディア関係者など、人権にかかわりの深い分野の業務に従事している人は、個人情報保護や個人のプライバシーへの配慮など人権尊重の視点から職務を遂行する必要があります。

このため、各種研修によって、人権に関わりが深い特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の充実を図るため、人権に関する職員研修や研修指導者の養成に努めます。

3 分野別施策の推進

< 本巣市民意識調査結果の概要 >

調査対象	本巣市にお住まいの18歳以上の一般市民
調査期間	令和5年10月24日～令和5年11月30日
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
配布数・回収数	1,000通・412通
回収率	41.2%

< 全体概況 >

意識調査結果によると、市民が関心を持っている人権問題としては、「インターネット等による人権侵害」が34.5%と最も多く、次いで「子どもの人権問題」(31.3%)、「個人情報保護の問題」(28.6%)、「障がいのある人の人権問題」(28.4%)となっています(図表2-3(1))。特に「インターネット等による人権侵害」については、平成25年度に実施した意識調査においては22.8%でしたが、令和5年度意識調査までの10年間で11.7%増加しており、市民の関心の高さが窺えます。

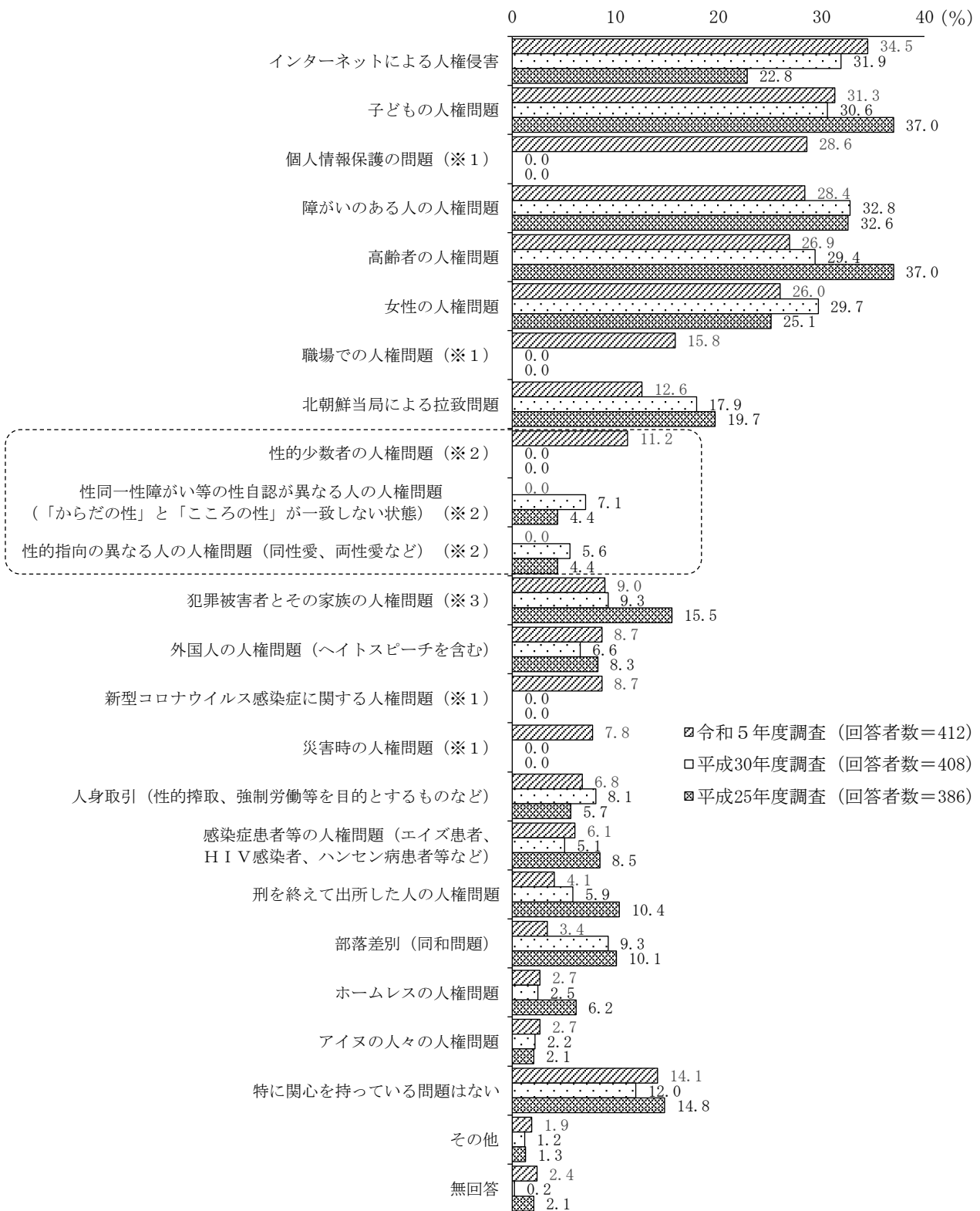
また、人権を侵害(暴力、脅迫、強要、プライバシーの侵害、差別待遇など)されたと感じたことがあるかという問に対しては、「大いに感じたことがある」と「少し感じたことがある」を合計した『感じたことがある』の割合は、平成30年度意識調査では30.1%(7.6%+22.5%)でしたが、令和5年度意識調査では25.5%(6.3%+19.2%)と低下しています。なお、令和3年に実施された県民意識調査では『感じたことがある』が34.0%(9.4%+24.6%)となっており、本巣市の割合は相対的に低くなっています(図表2-3(2))。

また、侵害されたと感じた人権侵害は、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」が50.5%と最も多く、次いで「職場における差別待遇」(24.8%)、「パワー・ハラスメント」(21.9%)となっています(図表2-3(3))。

人権侵害を受けた場合の対応としては、「家族に相談する」が49.8%、次いで「友人に相談する」(33.7%)、「相手に抗議をする」(24.3%)、「県や市役所などの公的機関に相談する」(23.3%)となっています(図表2-3(4))。

この結果を踏まえ、市民が関心を持っている人権問題を考慮し、様々な人権教育・啓発等の施策を展開していきます。

図表 2-3(1) 関心のある人権問題について（あてはまるものすべてに○）



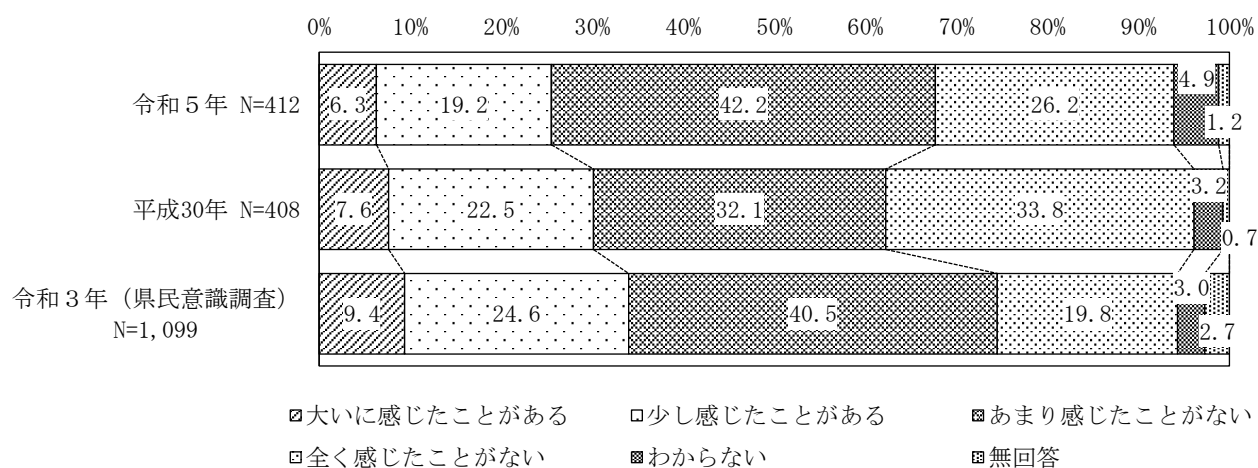
※1 「個人情報保護の問題」「職場での人権問題」「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」「災害時の人権問題」の選択肢を追加したため、正確な比較はできない。

※2 前回調査の「性同一性障がい等の性自認が異なる人の人権問題（「からだの性」と「こころの性」が一致しない状態）」及び「性的指向の異なる人の人権問題（同性愛、両性愛など）」を統合し、「性的少数者の人権問題」としている。

※3 前回調査では「犯罪被害者の人権問題」としている。

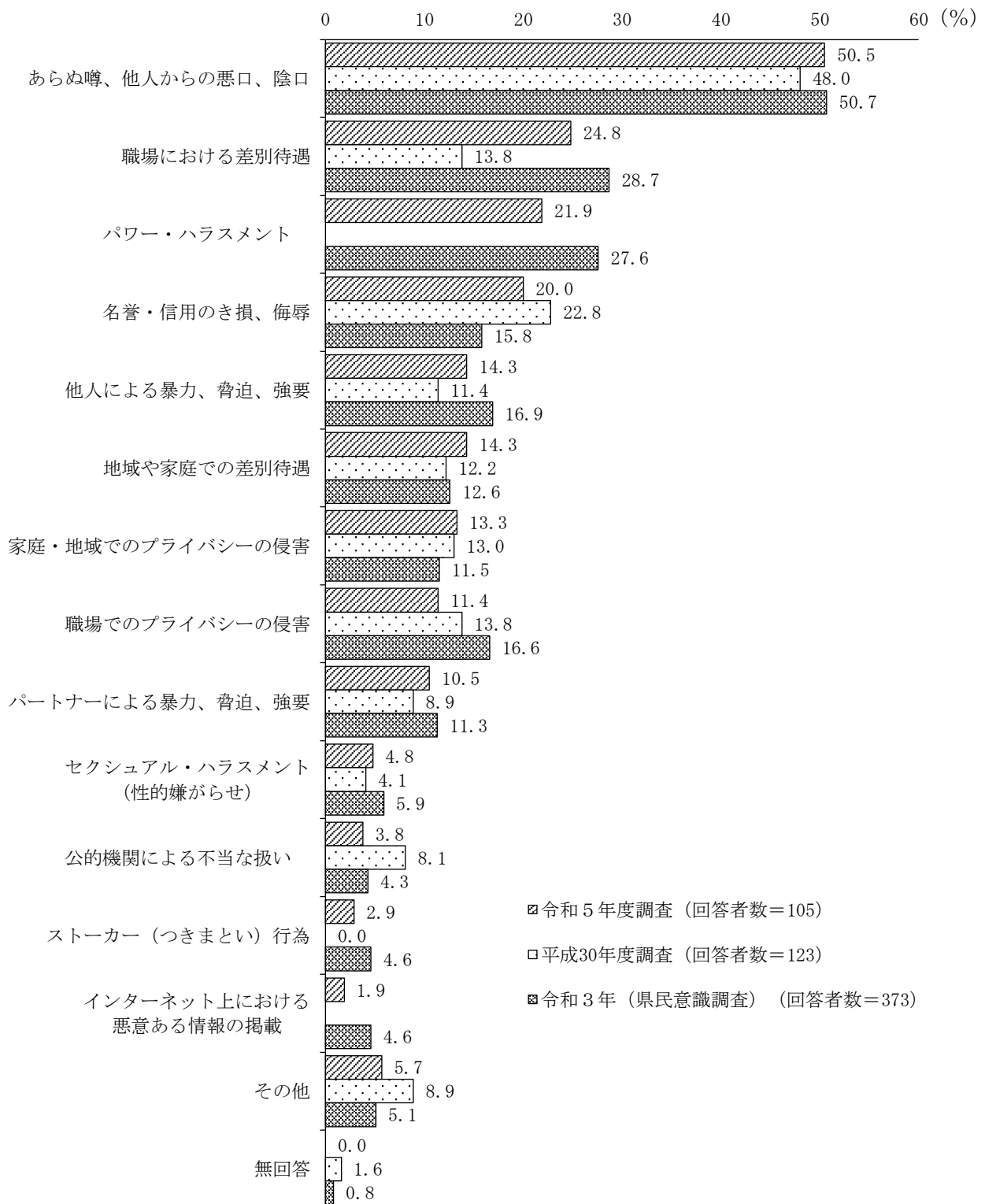
資料：本巢市人権についての市民意識調査

図表 2-3(2) 人権を侵害（暴力、脅迫、強要、プライバシーの侵害、差別待遇など）されたと感じたことがあるか。（〇は1つだけ）



資料：本巢市人権についての市民意識調査

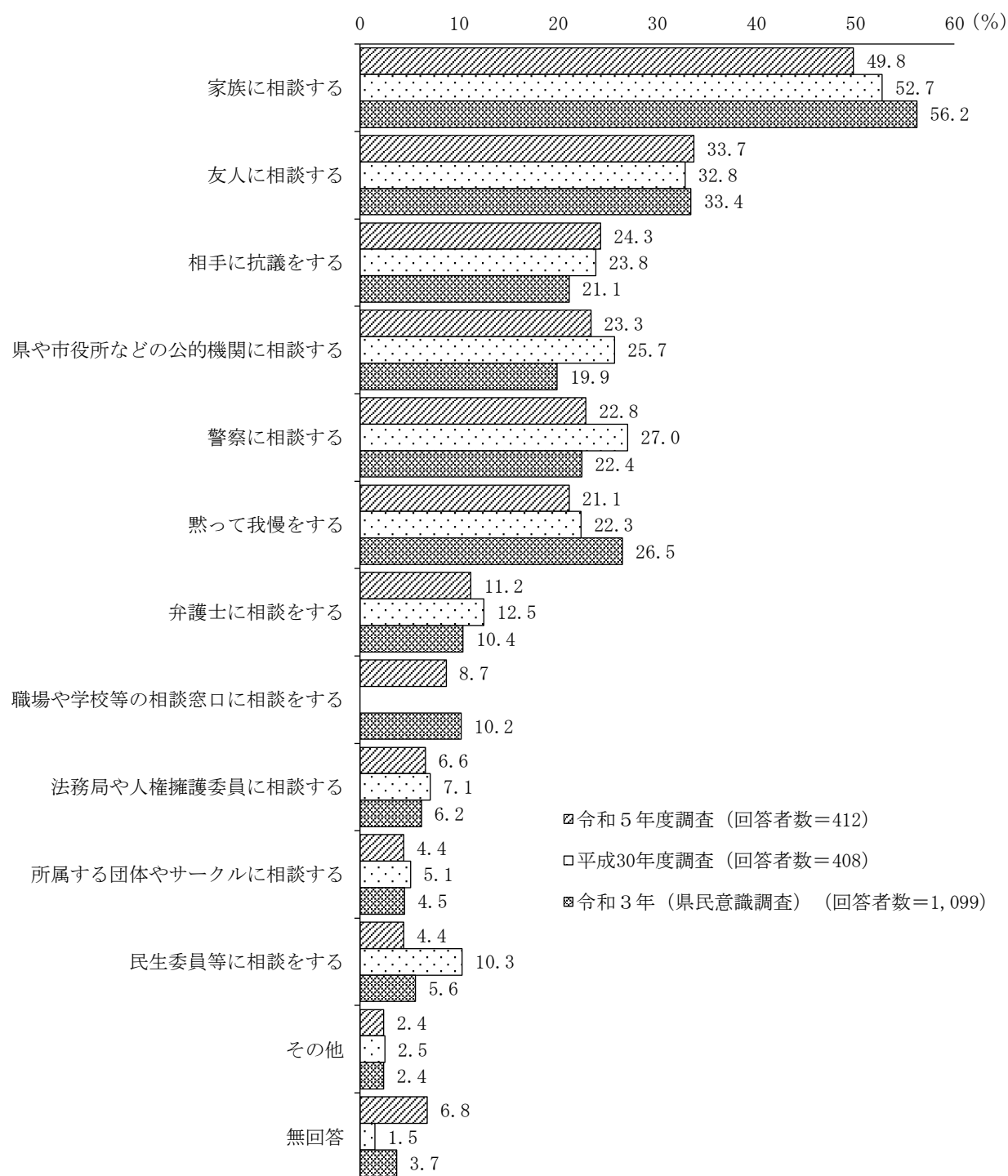
図表 2-3(3) 侵害されたと感じた人権侵害は。(あてはまるものすべてに○)



※「パワー・ハラスメント」、「インターネット上における悪意ある情報の掲載」の選択肢を追加したため、正確な比較はできない。

資料：本巢市人権についての市民意識調査

図表 2-3(4) 人権侵害を受けた場合、どのような対応をしますか。(あてはまるものすべてに○)



※「職場や学校等の相談窓口相談をする」の選択肢を追加したため、正確な比較はできない。
資料：本県市人権についての市民意識調査

(1) 女性

[現状・課題]

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

国においては、昭和60年の「女子差別撤廃条約」の批准以降、「男女共同参画社会基本法^{*}」〔P65参照〕や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」等の制定が進められてきました。

また、平成28年4月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法^{*}）〔P64参照〕が10年間の時限立法として施行され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業）に義務付けられました。（なお、労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務）。

本市においては、男女共同参画の推進に関する取り組みを着実に重ねていますが、依然として男女の役割を固定的にとらえる意識が、社会的に根強く残っているなど多くの課題があります。平成29年3月には、これまでの取り組みの成果と課題や、少子高齢化に伴う人口減少や世帯構造の変化など本市を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえたうえで、これまで策定してきたプランの取り組みを継承し、かつ新たな課題にも対応するため、令和5年度から令和11年度までを計画期間とする『第4次本巢市男女共同参画プラン』を策定いたしました。

本プランでは、基本理念に「男女がともに参画し、能力が発揮できるまち」を掲げ、「意識を変える」、「場を広げる」、「環境を整える」の3つの基本目標を設定し、男女平等の意識づくりや女性が活躍できる場づくり、誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいます。

意識調査結果によると、女性の人権問題について、特に問題があると思うこととして、「家事・育児や介護などを、男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」（39.1%）及び「男は仕事、女は家事・育児」など、性別による固定的な役割分担意識があること」（38.8%）が高くなっています。次いで、「職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に違いがあること」（25.5%）となっています（図表2-3-1(1)）。

また、女性の人権を尊重していくために必要なこととして「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が47.1%と最も高く、次いで「男女がともに共同して家庭生活や地域活動に携われるような社会づくりを推進する」(28.2%)、「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を行うことを徹底する」(22.6%)、「学校教育や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる」(22.3%) となっています(図表2-3-1(2))。

家庭はもとより社会全般において固定的な性別役割分担の意識を払拭し、男女がともに心豊かに生き生きと生活し、その個性と能力を十分に発揮できるような活力にあふれたまちづくりを進めていくことが必要です。

また、「女性に対する暴力の根絶」については、主要課題の一つとなっており、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、本市においても「第4次本巢市男女共同参画プラン」の一部を「本巢市DV防止基本計画」に位置づけています。

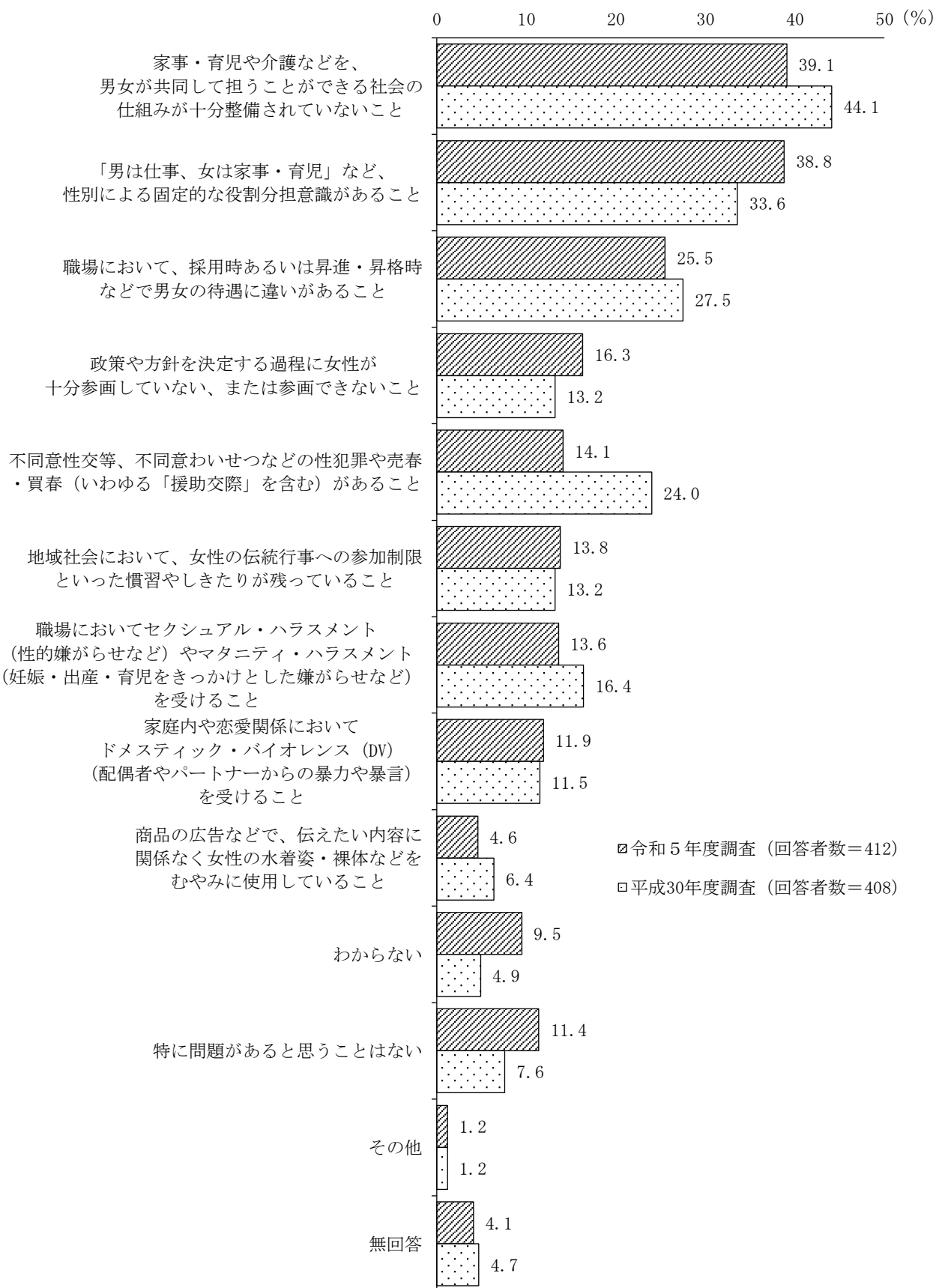
ドメスティック・バイオレンス※(DV)〔P66参照〕は、その発見が困難なため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、職場においては、男女の待遇に差があるだけでなく、セクシュアル・ハラスメント※〔P65参照〕やマタニティ・ハラスメント※〔P67参照〕により、仕事がしづらくなったり、働きにくくなったりするという問題が発生しています。

さらに、アダルトビデオへの出演強要やJKビジネス※〔P63参照〕など、性犯罪や売買春など問題が多様化しています。

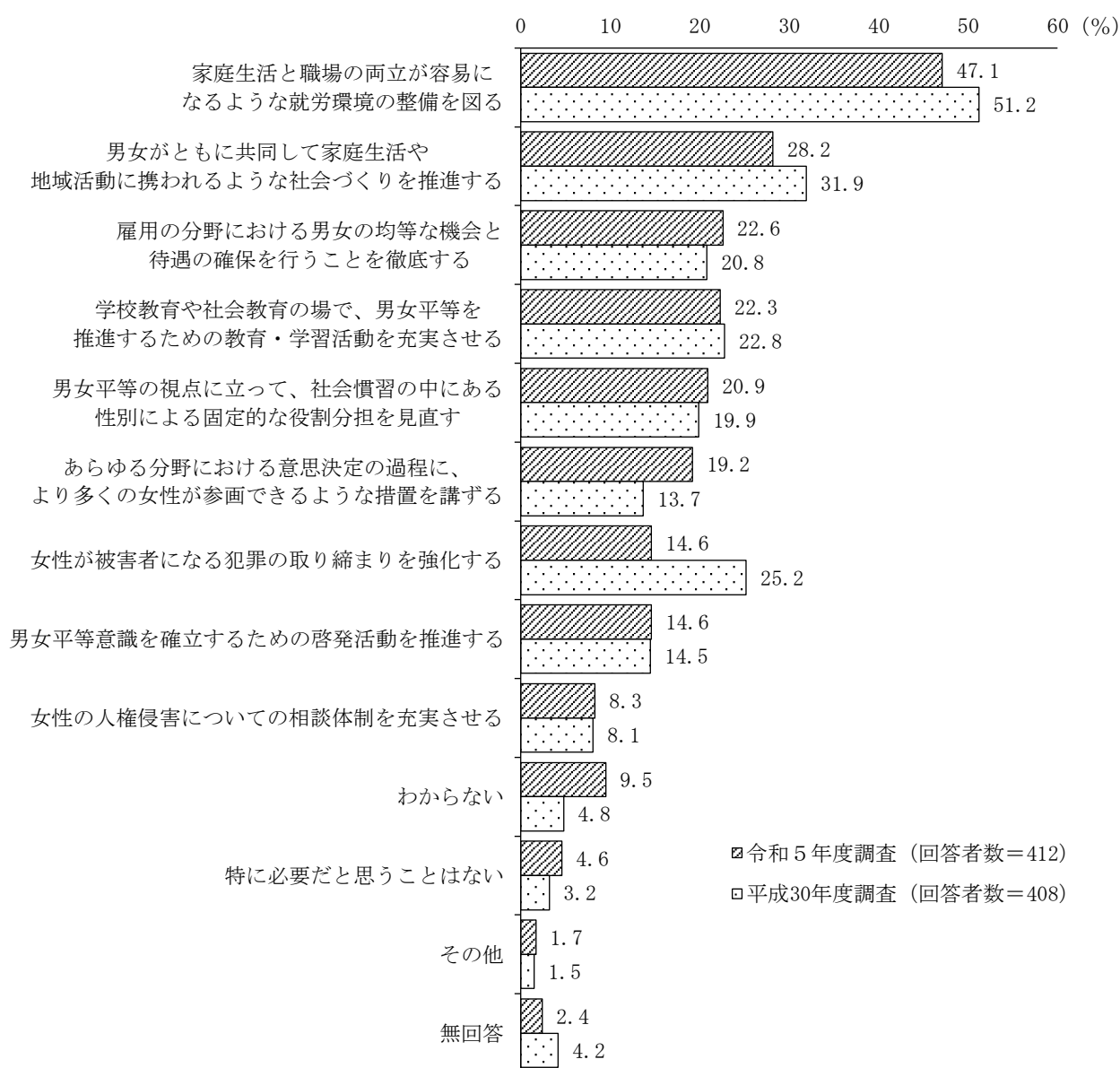
今後も、あらゆる層へ啓発することにより、暴力を許さない社会づくりをしていくとともに、思春期からの学びを通じて未然防止に取り組むことが必要です。

図表2-3-1(1) 女性の人権問題について、特に問題があると思うこと（〇は3つまで）



資料：本巢市人権についての市民意識調査

図表2-3-1(2) 女性の人権を尊重していくために必要なこと（〇は3つまで）



資料：本巢市人権についての市民意識調査

[施策の方向]

○ 男女の人権を尊重する意識の向上と擁護

固定的な性別役割分担意識により、様々な男女間の不平等感を生み出していることから、様々な機会や媒体を活用して、人権尊重意識の高揚を図るため、啓発活動や相談体制の充実を図ります。

○ 男女が働きやすい環境づくりの推進

雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保が講じられるよう推進していくとともに、育児・介護休業制度を含めた働きやすい制度の活用について周知を進めるなど、「本巢市子ども・子育て支援事業計画」の推進に努めます。

○ 男女共同参画の推進

「本巢市男女共同参画プラン」を推進することにより、企業に対し女性登用の啓発を図るなど、女性リーダー育成の推進や政策・方針決定過程や地域活動への女性の参加の支援に努めます。

○ 女性の人権を無視した行為の根絶と被害の救済

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ストーカー行為※〔P64参照〕、性犯罪、売買春等のあらゆる暴力から女性を守るため、警察、女性相談センター、母子生活支援施設、子ども相談センター、医療機関、その他関係機関との連携を強化し、適正な助言・指導を行う体制づくりに努めます。

また、救済制度や支援機関の情報提供や夫の暴力により、緊急に保護が必要となる母子に対する一時的な生活支援に努めます。

○ 男女平等を基本とする教育・学習の充実

学校教育や生涯学習などを通じて、人権の尊重、男女の平等や相互理解の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図り、教育活動全体を通して、個人の尊厳と男女平等に関する教育・学習を進めます。

(2) 子ども

[現状・課題]

近年、少子化や核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化などによる家庭の教育力の低下及び地域の子育て機能の低下、インターネットや携帯電話・スマートフォンの急速な普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。いじめや児童虐待、不登校や家庭への引きこもり、ヤングケアラーといった、子どもの人権に関する問題は依然として厳しい状況にあります。

また、出会い系サイトを通じた児童買春等子どもの犯罪被害、氾濫する違法・有害情報に起因した青少年の犯罪被害、インターネットを介した誹謗・中傷によるいじめ、個人情報の流出など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

子どもの人権については、昭和22年に「児童福祉法」、そして昭和26年に「児童憲章」が制定され、平成6年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」に批准しました。その後「児童買春・児童ポルノ処罰法」「児童虐待防止法」「児童福祉法の一部改正」等の法整備が進められ、子どもを守り成長を支える体制を整えています。

また、平成24年8月には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

また令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「こども家庭庁設置法」等が成立し、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。また同時に「こども基本法」も新たに施行され「全てのこどもが尊重され、基本的人権が保障され、差別的扱いがされないこと」とされました。

県では、平成19年3月に施行した「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」や平成27年3月に改定した「第3次岐阜県少子化対策基本計画」、平成28年に改定した「第3次岐阜県青少年健全育成計画～ぎふ子ども・若者プラン～」等に基づき、市町村、関係団体等と連携しながら、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを積極的に推進しています。

本市では、新たな子育て支援新制度を踏まえ「子どもの未来 みんなで育む もとすプラン」を基本理念とする「本巣市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づ

くりを進めています。

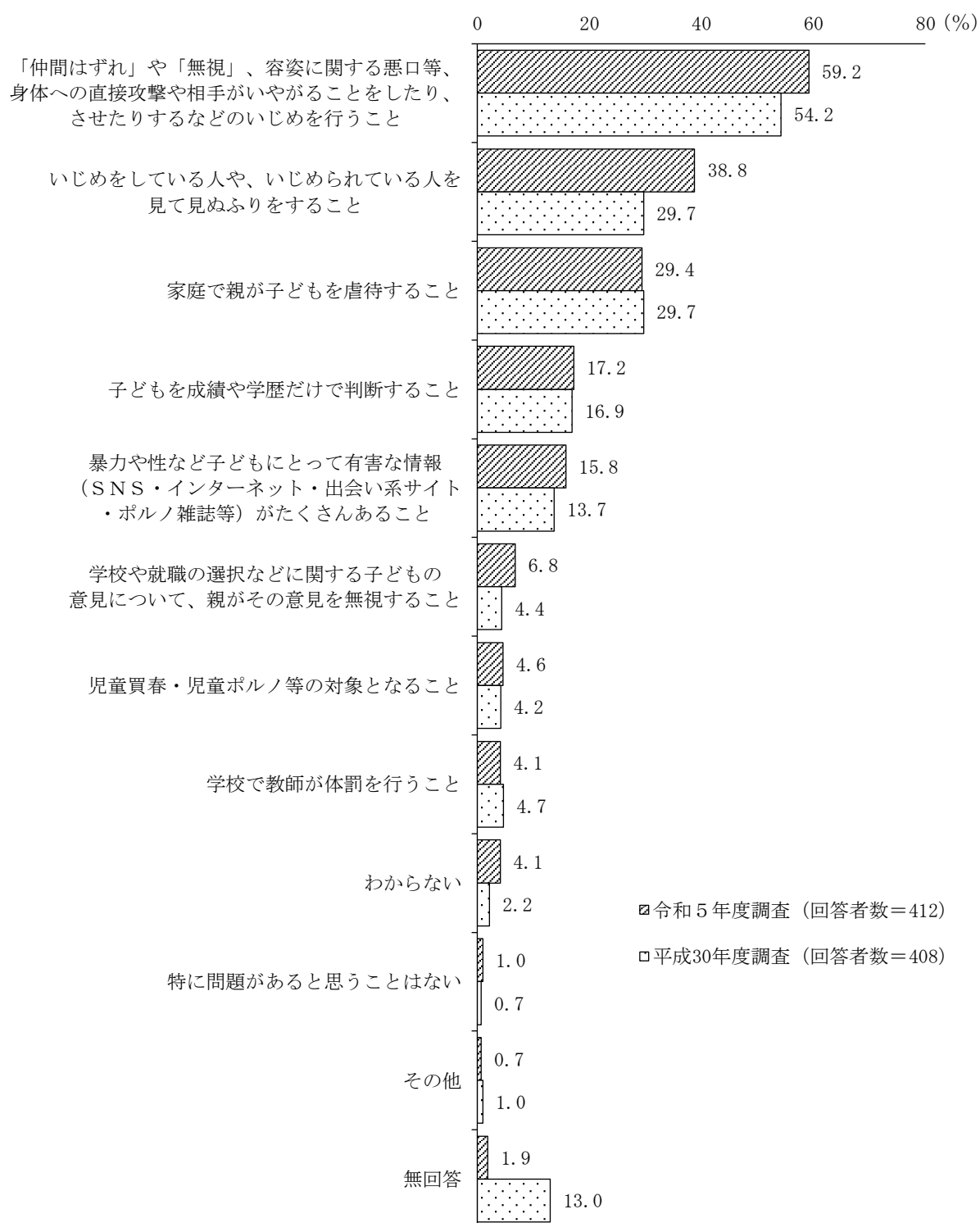
意識調査結果によると、子どもの人権問題について、特に問題があると思うこととして「「仲間はずれ」や「無視」、容姿に関する悪口等、身体への直接攻撃や相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめを行うこと」が59.2%と最も高く、次いで「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事」(38.8%)、「家庭で親が子どもを虐待すること」(29.4%)となっています(図表2-3-2(1))。

また、児童虐待を発見した時の対応として、「学校や子ども相談センター、県や市町村の相談窓口などに知らせる」が65.5%と最も高く、次いで「どこ(誰)に知らせたらいいのかわからない」(12.6%)となっています(図表2-3-2(2))。

また、子どもの人権を尊重するために必要なこととして「子どもに自分と同じように他人も大切にす思いやりの心などを教える」が40.0%と最も高く、次いで「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、3者が連携して活動に取り組む」(29.6%)、「子どもの個性・自主性を尊重するような社会をつくりあげる」(27.2%)となっています(図表2-3-2(3))。

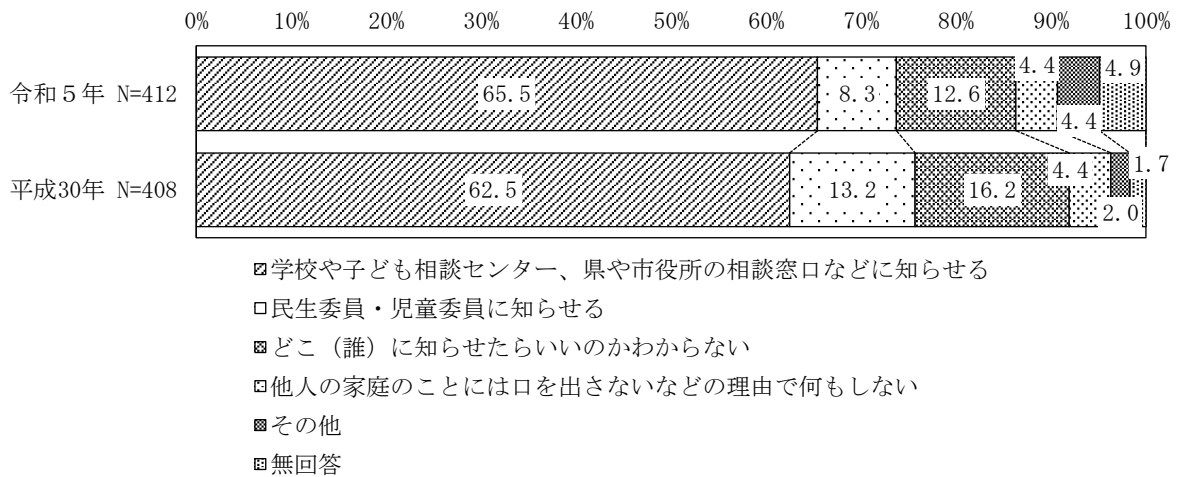
このことから、子どもの人権の尊重及び福祉の増進を目的に、子どもの視点に立って、市民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず地域社会、学校、家庭、企業などと連携を図りながら施策を推進していくことが必要です。

図表2-3-2(1) 子どもの人権問題について、特に問題があると思うこと（○は2つまで）



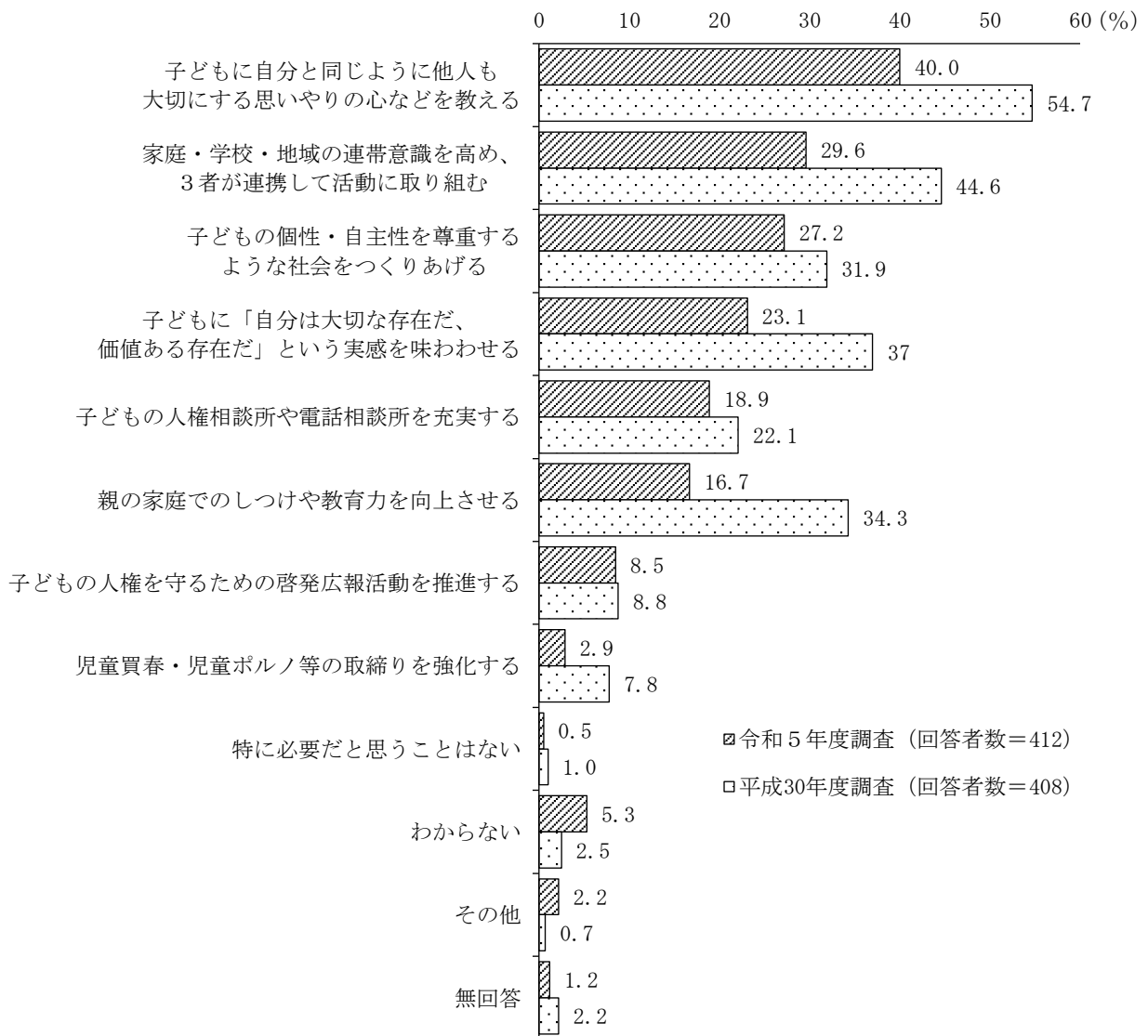
資料：本巢市人権についての市民意識調査

図表2-3-2(2) 児童虐待を発見した時の対応（○は1つだけ）



資料：本巢市人権についての市民意識調査

図表2-3-2(3) 子どもの人権を尊重するために必要なこと（○は2つまで）



資料：本巢市人権についての市民意識調査

〔 施策の方向 〕

○ 家庭、地域における人権意識の育成

子どもの人権尊重にかかる人権意識の育成を目指した啓発活動を推進します。

子育て中の親への人権教育を行うため、教育相談員等に対する研修会を通じ、指導力の向上に努めます。

また、家庭教育学級等での人権に関する研修会や地域の行事への積極的な参加を促すため、文化的体験活動や自然とふれあう活動、世代間交流等、学習とふれあいの機会づくりに努めます。

○ 子どもの健全育成の推進

青少年の健全育成を図る上で、虐待、いじめ、未成年者が容易に購入できる酒類、有害図書類の排除等、社会環境の浄化に努めるため、福祉、教育、警察等の関係機関が、家庭や地域・学校と連携し、子どもの人権が尊重され、保護される環境づくりに努めます。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であり、「人や物を大切に作る心を育てる」ため、子どもの心身の発達、家庭や地域に応じた適切な保育に努めます。

学童期は、学校教育や社会教育等を通じ、人権尊重の意識を高めるため、学習の場を通じ、互いが認め合う人間性豊かな児童・生徒の育成に努めます。

○ 児童虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

児童虐待の防止、早期発見、早期対応を推進していくため、児童虐待事案にかかる通報義務の強化を図るとともに、広報等を通じて、児童虐待防止等にかかる各種情報・知識の普及・啓発に努めます。

また、子どもや子育てに悩む親への的確な指導・援助が行える相談体制や事案に対応できる職員育成を図るとともに、家庭・地域社会へ情報提供や、相談機関、関係機関とのネットワーク強化（児童虐待や要援助児童等の早期発見及び適切な保護支援の強化）に努めます。

○ ヤングケアラーに対する対応

ヤングケアラーは表面に現れにくく、子ども自身やその家族も気づかないことが多いことから、発見することが困難ですが、その多くは子ども本人の問題ではなく、家庭環境により結果的にヤングケアラーとなることが多いため、福祉分野で継続支援をしている世帯や、新たに支援が必要な世帯の家庭環境を注視し、仮にヤングケアラーを発見した場合には、その世帯が必要とする支援を見極め、多機関で重層的支援に努めます。

(3) 高齢者

[現状・課題]

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、高齢化率（65歳以上の高齢者の割合）が約30%となっています。今後も少子高齢化が急速に進展する中、高齢者の意欲と能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保、知識や経験を生かした地域社会活動の場の拡大など、高齢者がいきいきと活躍できる社会づくりも求められています。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護や医療のニーズを同時に必要とする高齢者が増えていることに伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの、高齢者の人権を侵害する問題が大きな社会問題となっています。

平成18年4月の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行など、高齢者の尊厳の確保やプライバシーの保護を図るための施策が進められるとともに、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者等の自立支援や尊厳の確保が図られました。

また、高齢者が要介護となっても可能な限り住み慣れた地域で、その人の有する能力に応じ、その人らしい自立した日常生活を続けられるよう、医療、介護、福祉、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム※」〔P65参照〕の構築に向けた取り組みを進めることが重要とされています。

本市では、高齢者の福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「老人福祉計画」を策定しています。国や岐阜県、介護保険事業を運営するもとす広域連合の動向を踏まえつつ、施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる令和7年（2025年）、そして、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）頃を見据え、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた施策を推進します。

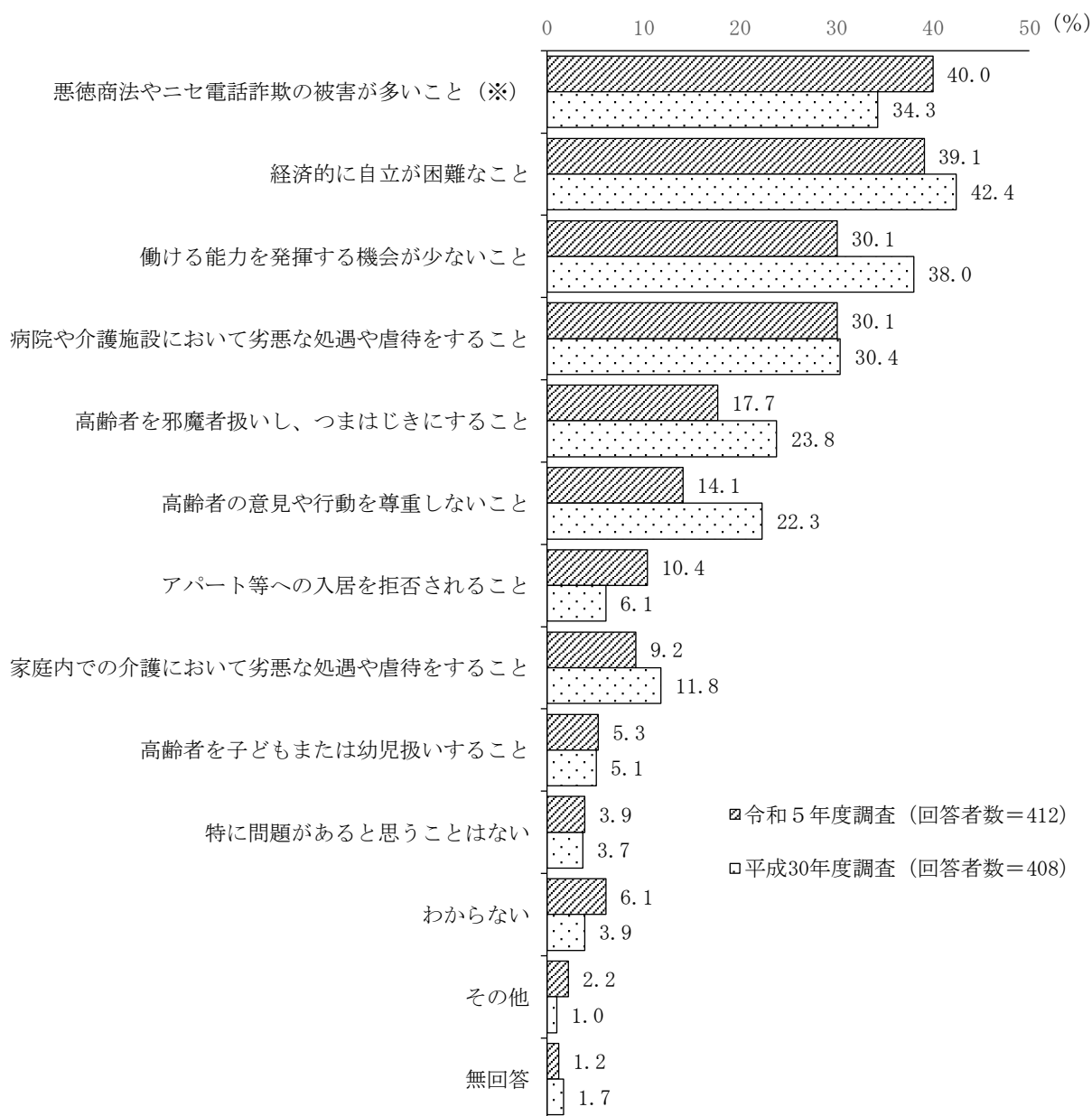
意識調査結果によると、高齢者の人権問題について、特に問題があることとして「悪徳商法やニセ電話詐欺の被害が多いこと」が40.0%と最も高く、次いで「経済的に自立が困難なこと」（39.1%）、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」（30.1%）となっています（図表2-3-3(1)）。

また、高齢者の人権を尊重するために必要なこととして「年金や住宅、福祉、医療サービスなどの充実で高齢者の生活の安定を図る」が51.9%と最も高く、次いで

「高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす」(39.6%)、「学校や家庭、地域で、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる機会を設ける」(27.9%)となっています(図表2-3-3(2))。

このことから、高齢者がいきいきと暮らせるよう、能力やその経験を活かした就労機会や福祉サービスを充実するとともに、高齢者の人権・福祉について理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるよう、啓発活動を行っていくことが必要です。

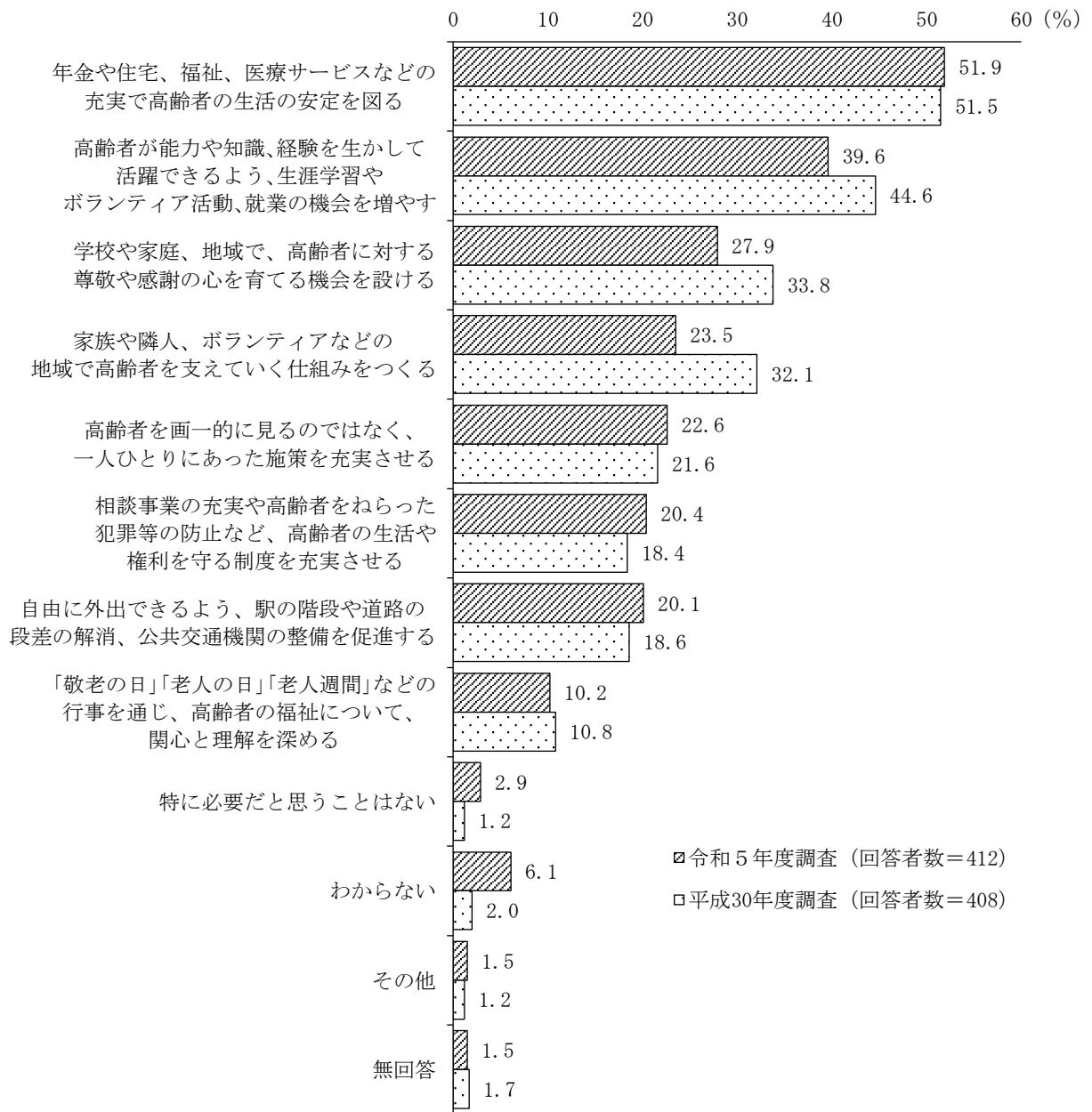
図表2-3-3(1) 高齢者の人権問題について、特に問題があると思うこと(○は3つまで)



※ 前回調査では「悪徳商法の被害が多いこと」としている。

資料：本巢市人権についての市民意識調査

図表2-3-3(2) 高齢者の人権を尊重するために必要なこと（〇は3つまで）



資料：本巢市人権についての市民意識調査

[施策の方向]

○ 高齢者の人権を尊重する意識の育成

高齢者の人権を尊重し、地域全体で互いに支え合うことができる社会を実現するには、高齢者の人権・福祉について理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるよう、啓発活動を推進します。

また、参観授業や学校行事を通じて高齢者との交流を図りながら、小・中・義学生への高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育むとともに、様々な生きた知識や人間としての生き方などを学ぶことを大切にしていきます。

○ 能力や経験を活かした生きがいづくりの支援

高齢者が、これまでに培った経験や知識・技能などを生かしながら、地域社会の重要な構成員として、仕事やボランティア活動、生涯学習やスポーツなど、様々な分野で活躍できるようにしていくことが求められます。関係機関と連携をとりながら、高齢者の就業に関しての相談や情報提供を行うとともに、高齢者のボランティア活動・地域活動に向けた支援などにより、就業機会の拡充と生きがいの充実を図り、社会参加を促進します。

○ 地域の中で、高齢者が安心、安全に生活できるまちづくり

高齢者が地域において、安心して生活ができるよう、各種福祉・介護サービスの情報提供に努めるとともに、必要に応じて、民生委員・児童委員をはじめ関係機関と連携をとり、高齢者のサポートに努めていきます。

また、高齢者の交通安全対策、防犯対策、災害時の要援護者対策などを通して安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、特殊詐欺等の被害にあわないための周知や啓発などに努めます。

○ 成年後見制度の適切な運用

判断能力が低下した高齢者が、財産や権利の擁護が受けられるように、「成年後見制度※」〔P64参照〕、「日常生活自立支援事業※」〔P66参照〕等の権利擁護制度の周知に努め、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるように支援します。

○ デジタルデバイド（情報格差）の対応

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人とできない人の間に生じるデジタルデバイド（情報格差）にもっとも陥りやすいのが、高齢者層です。

スマートフォン（スマホ）等の利用方法がわからないため、コミュニケーション不足、情報を得られないなどの問題があり、詐欺や事件に巻き込まれるリスクも高まります。

このため、デジタルデバイド（情報格差）の解消に向け、スマートフォン（スマホ）を活用することで、生活がより便利になることを感じていただけるよう、「スマホ教室」等の周知に努めます。

(4) 障がい者

[現状・課題]

障がい者は個人の尊厳にふさわしいサービスを保障される権利を有する一方、社会の構成員としての役割を果たし、社会に貢献することも求められています。障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で安心して快適な生活をするとともに、積極的に社会参加し、障がいのない人と同様の活動ができる社会を実現するためには、障がいのある人の自立を支援し、生活のあらゆる場面、生涯の各段階での保健・医療・福祉サービス等の社会資源を一層充実していく必要があります。

国においては、平成26年に、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた「障害者権利条約」を批准しました。同条約の批准に向けた国内法制度の整備の一環として「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行され、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されただけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことが求められています。

障害者雇用率等を定める「障害者雇用促進法」や、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」及び障害者就労施設等の受注の機会を確保するために施行された「障害者優先調達推進法」により、福祉的就労から一般就労への移行による障がい者の自立推進への期待がさらに高まっており、障がい者の雇用機会の確保及び職場定着への支援が一層求められています。

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」により、養護者、障害者福祉施設従事者及び使用者による障がい者に対する虐待の予防と早期発見、早期対応が求められています。また、障がいのある児童・生徒に対する教育については、一人ひとりのニーズを的確に把握し、児童・生徒の社会的自立に向けた教育の推進や、精神に障がいのある人に対しては、保健・医療・福祉等の連携した取り組みを一層推進する必要があります。

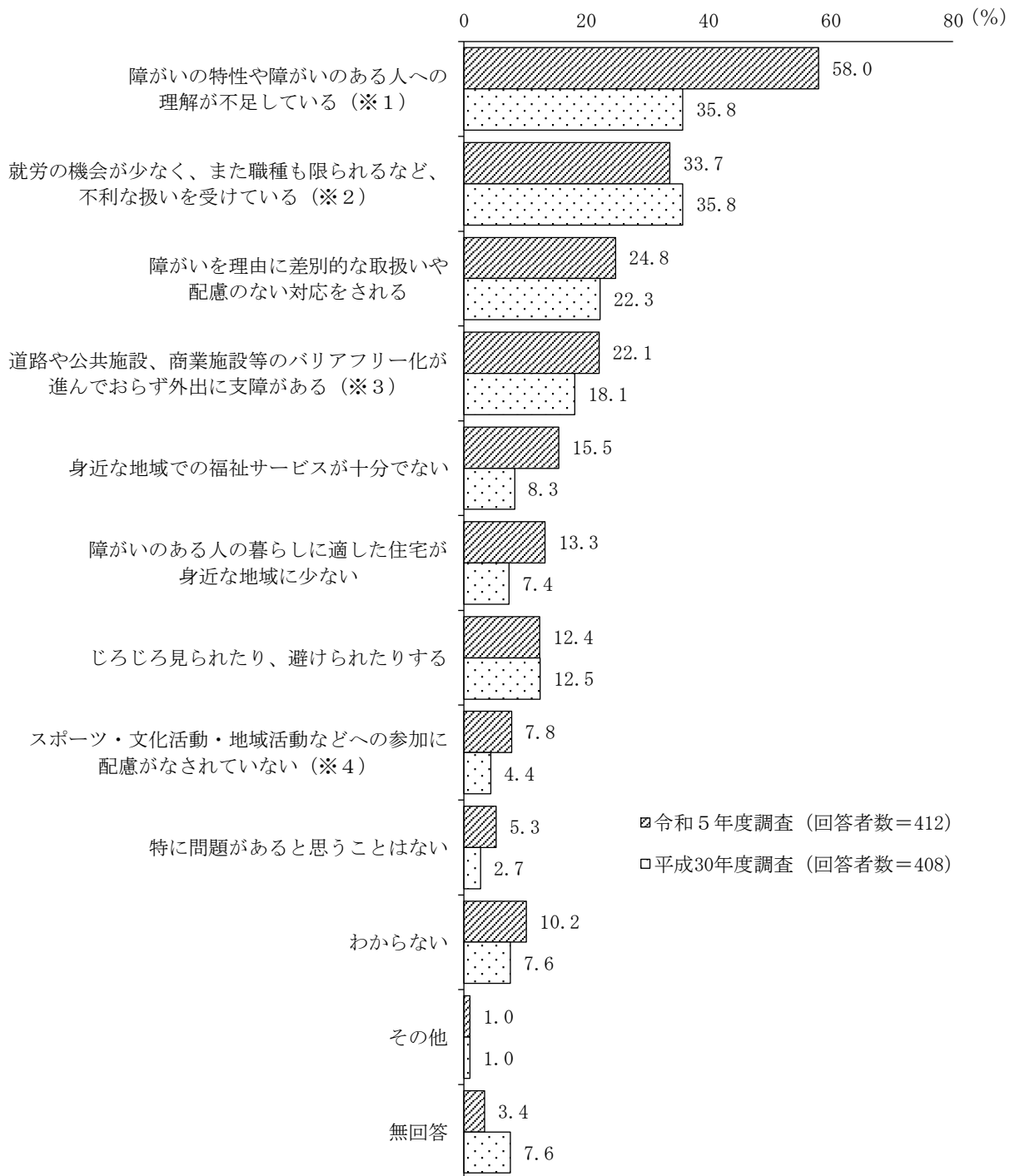
本市においては、障がい者施策の一層の充実を図ることを目指して、令和3年3月に「第4期本巢市障がい者計画・第6期本巢市障がい福祉計画・第2期本巢市障がい児福祉計画」を策定し、「心がかよいいい、誰もが安心して暮らせる福祉のまち」を基本理念に掲げ、障がいの有無に関わらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあう共生社会※〔P63参照〕の実現を目指しています。

意識調査結果によると、特に問題があると思うこととして「障がいの特性や障がいのある人への理解が不足している」が58.0%と最も高く、次いで「就労の機会が少なく、また職種も限られるなど、不利な扱いを受けている」(33.7%)、「障がいを理由に差別的な取扱いや配慮のない対応をされる」(24.8%)となっています(図表2-3-4(1))。

また、障がいのある人の人権を尊重しながら、共生社会を実現するために特に必要なこととして「学校教育や社会教育の場で、障がいや障がいのある人への理解を深めるための教育や啓発・広報活動を推進する」が36.2%と最も高く、次いで「幼い頃からの障がいのある人とない人との交流を促進する」(35.2%)、「障がいの状況に応じた職業訓練や就労機会の確保、雇用促進を行う」(34.7%)となっています(図表2-3-4(2))。

今後も、障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らせるように、障がいや障がいのある人への理解の促進や障害福祉サービスの質・量の充実のほか、障がい者の社会参加を図るための施策の推進が必要です。

図表2-3-4(1) 障がい者の人権問題について、特に問題があると思うこと（〇は3つまで）



※前回調査では、選択できる数を「2つまで」としているため、正確には比較はできない。

※1 前回調査では「障がい者の生活上の不便さなどに関する人々の認識が欠けている」としている。

※2 前回調査では「就労の機会が少なく、また職種もかぎられている」としている。

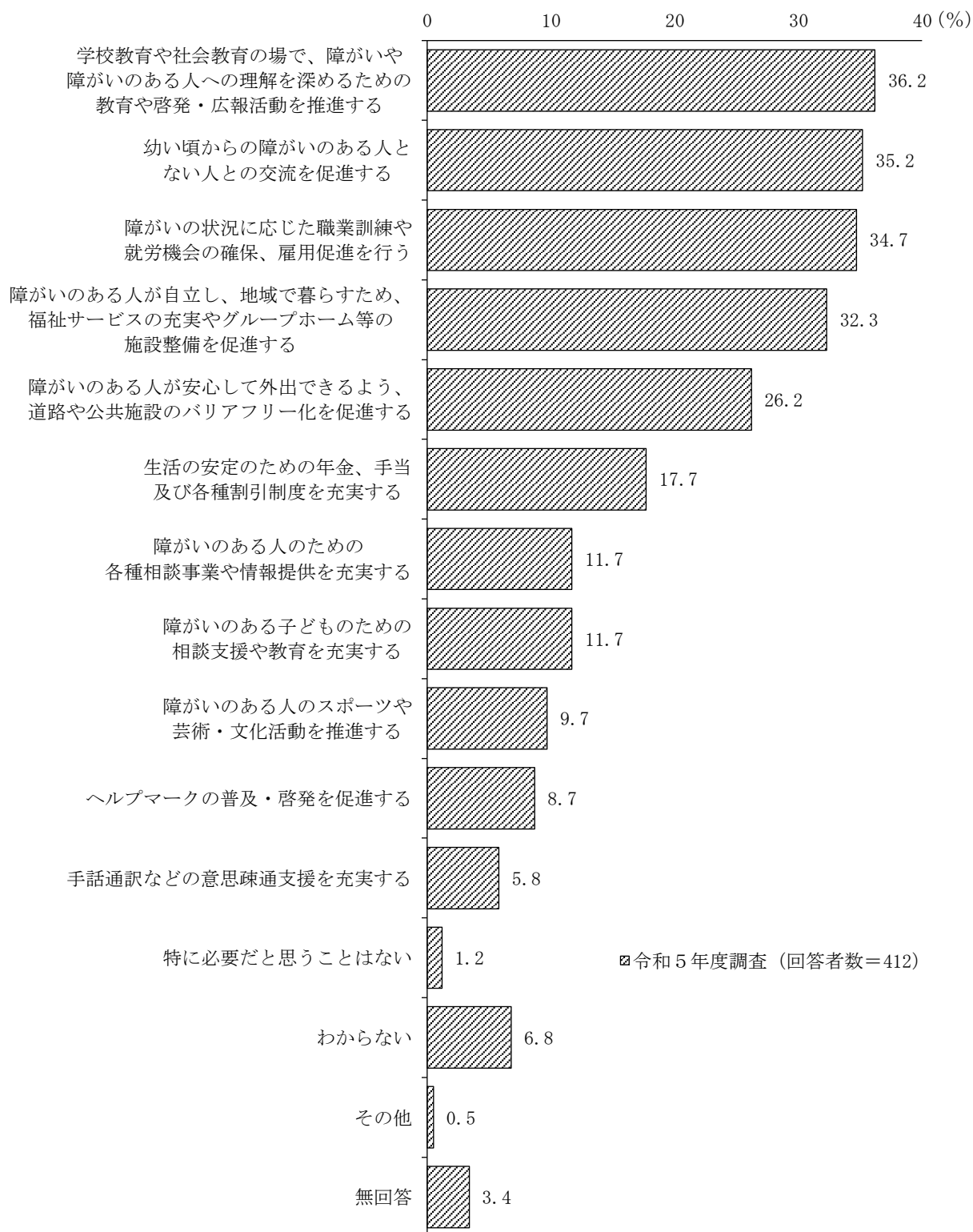
※3 前回調査では「道路の段差や駅の建物など外出に支障がある」としている。

※4 前回調査では「スポーツ活動や文化活動などへの参加に配慮がなされていない」としている。

資料：本巢市人権についての市民意識調査

図表2-3-4(2) 障がいのある人の人権を尊重しながら、共生社会を実現するために特に必要なこと（〇は3つまで）

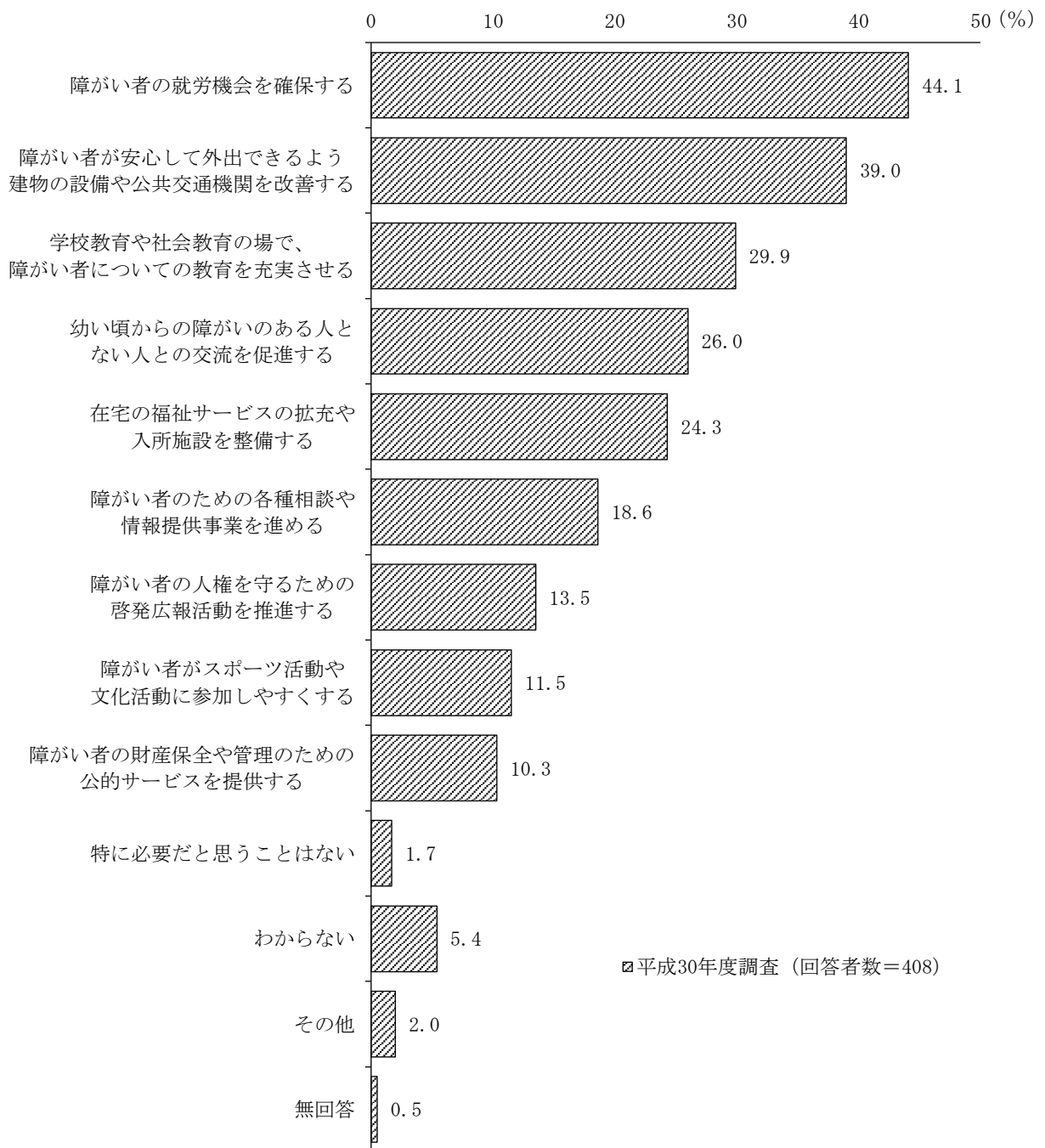
【今回調査（令和5年度）】



※本質問は、前回調査（平成30年度調査）から選択肢に大幅な変更を加えたため、今回調査（令和5年度調査）と前回調査を別々に掲載している。

資料：本巢市人権についての市民意識調査

【前回調査（平成30年度）】



資料：本巢市人権についての市民意識調査

[施策の方向]

○ 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

住み慣れた地域社会で自由に行動ができ、安心して暮らすことができるように、バリアフリー、ユニバーサルデザイン* [P67参照] の考え方を普及し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を推進します。

○ 福祉サービス等の充実

障がいのある人が地域で主体的に生活ができるよう、障害福祉サービスや障がい児教育、保育の支援や相談に努めます。

○ 就労の支援と社会参加のできる環境づくりの推進

障がいのある人の自立と社会参加を図るため、スポーツの振興や身体障害者福祉協会活動等の促進に努めます。

また、障がいのある人がその適性と能力に応じ無理のない就労形態によって可能な限り就労し、社会の一員として活動ができるよう、岐阜県及び関係機関等と連携して就労の場の確保に努めます。

○ 障がい者に対する理解を深めるための啓発と教育の推進

障がいのある人への理解・認識不足解消のため、「障害者週間」での普及啓発や身体障害者福祉協会本巣支部の活動を通じて、障がいに対する正しい理解を求めていきます。

また、学校教育、社会教育の場を利用し、障がいのある人の人権を守るため、障がいのある人と一緒に学習できる機会を設けたり、車いす体験ができる等、誰もが参加・体験し、学習ができる機会の提供に努めます。

○ 障がい者の虐待防止のための取り組みの推進

虐待問題を虐待者と被虐待者の関係にとどめず、社会全体で共有すべきという視点から、虐待を発見した市民には市等への通報義務があることや、必要な事項の周知・啓発を図ります。

また、市として「合理的配慮（負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと）」に基づく障害者差別の解消に向けた取り組みを率先して推進します。

○ 成年後見制度の運用

知的障がい及び精神障がい等を理由として、判断することが困難な障がい者等の権利を擁護するために、財産管理等の法律行為に関する援助や生活面の支援等を行う成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と利用支援を行います。

また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

(5) 部落差別（同和問題）

[現状・課題]

部落差別（同和問題）とは、社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別によって、今なお生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという重大な人権問題です。昭和40年に出された国の同和対策審議会の答申では、「部落差別（同和問題）の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である。」と位置づけ、「同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策として実施されなければならない。」としています。この答申を踏まえ、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後も立法措置や法改正により、33年間にわたって生活環境の改善や啓発活動等の諸施策が実施されてきました。

また、岐阜県においては、昭和45年に「岐阜県同和対策事業長期基本計画」が策定され、より積極的な部落差別（同和問題）解決のための取り組みが進められ、生活環境の整備が進み、いわゆる実態的差別の改善が図られてきました。

さらに、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

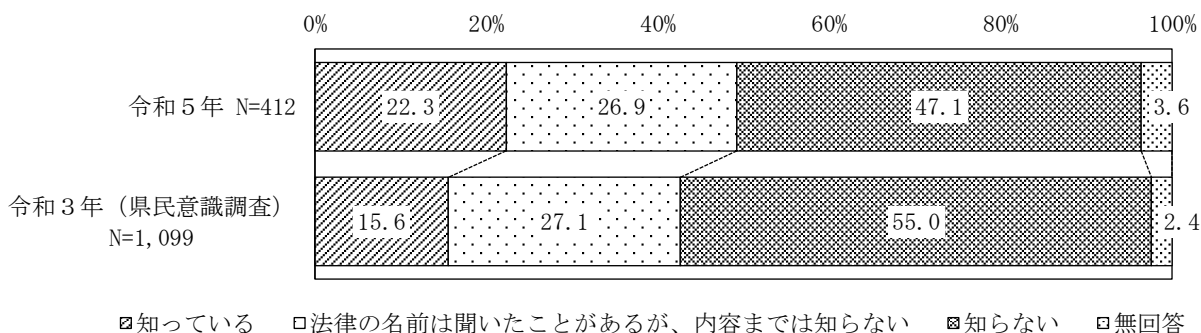
意識調査結果によると、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の認知度については、「知らない」が47.1%と最も高く、次いで「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」（26.9%）、「知っている」（22.3%）となっています。なお、令和3年の県民意識調査においては、「知っている」（15.6%）となっており、本巣市の方が「知っている」の割合が高くなっています（図表2-3-5(1)）。部落差別（同和問題）や同和地区について、はじめて知ったきっかけは、「学校の授業で教わった」が21.1%と最も高く、次いで「家族や親戚の人から聞いた」（20.1%）、「部落差別（同和問題）や同和地区のことを知らない」（11.2%）となっています（図表2-3-5(2)）。また、子どもが、同和地区出身の人と結婚する時の対応について、「同和地区の人であるかないかは関係なく、祝福する」が37.1%と最も高く、次いで「自分としてはこだわりがあるが、子どもの意志を尊重して認める」（30.1%）、「わからない」（22.1%）となっています（図表2-3-5(3)）。部落差別（同和問題）についての考えについては、「国や自治体の取組みに、できる範囲で協力したい」が20.9%と最も高く、次いで「わからない」（17.0%）、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」（16.7%）となっています（図表2-3-5(4)）。また、部落差別（同和問題）を解決するためには、どうしたらよいかという質問に対しては、「学校教育、社会教育を通じて、人権を大切に教育・啓発活動

を積極的に行う」が28.9%と最も高く、次いで「同和地区内外の人々がともに理解を深め、相互に交流する」(28.6%)、「わからない」(22.6%)となっています(図表2-3-5(5))。

これらのことから、部落差別(同和問題)に関する正しい認識を持ち、正しい判断ができる人になることが重要であり、これまでの取り組みの中で積み上げられた成果を継続して実施していくことが重要です。

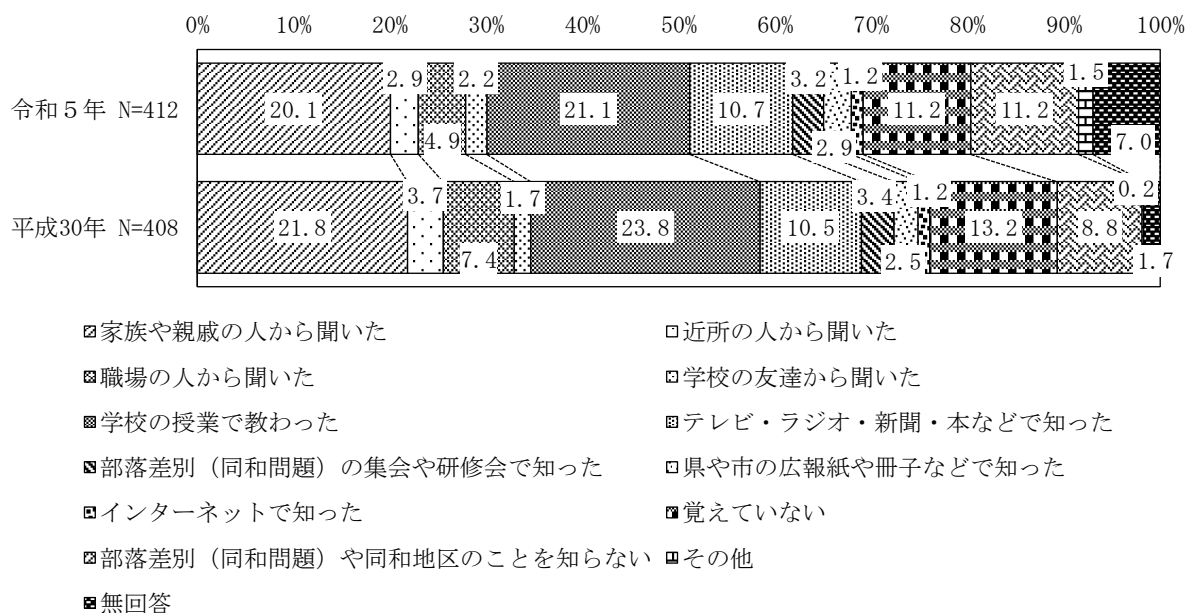
さらに、「部落差別の解消の推進に関する法律」が目的とする部落差別のない社会を実現するためには、部落差別(同和問題)を人権教育・人権啓発の重要課題として取り組むことが必要であり、現在も残されている心理的差別に対して、今後も、教育・啓発の充実と市民相互の交流活動の推進が一層求められています。

図表2-3-5(1) 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)の認知度(○は1つだけ)



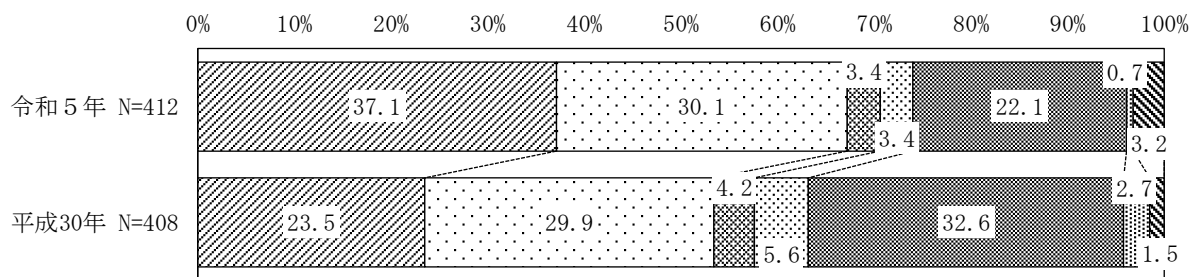
資料：本県市人権についての市民意識調査

図表2-3-5(2) 部落差別(同和問題)や同和地区について、はじめて知ったきっかけ(○は1つだけ)



資料：本県市人権についての市民意識調査

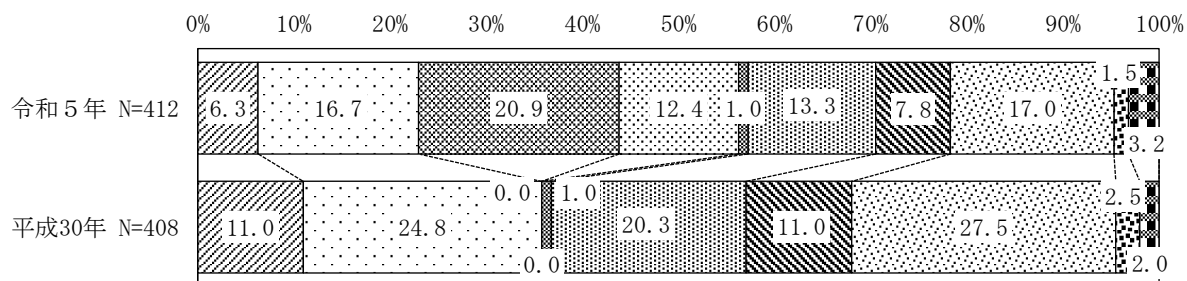
図表2-3-5(3) あなたのお子さんが、同和地区出身の人と結婚するとしたら、その時の対応。
(○は1つだけ)



- 同和地区の人であるかないかは関係なく、祝福する
- 自分としてはこだわりがあるが、子どもの意志を尊重して認める
- 家族・親戚などの反対があれば、認めない
- 自分は反対であり、絶対に認めない
- わからない
- その他
- 無回答

資料：本巢市人権についての市民意識調査

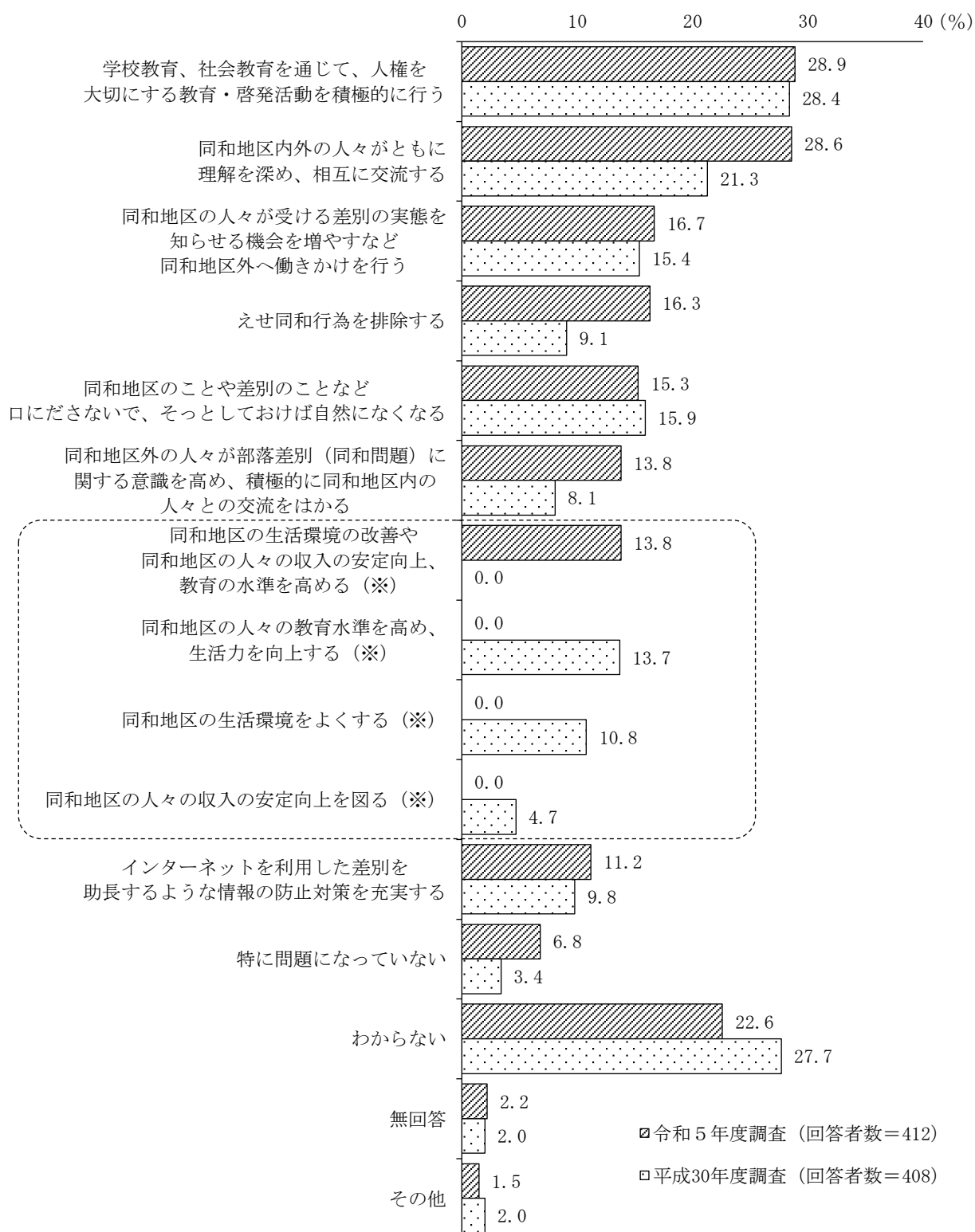
図表2-3-5(4) 部落差別（同和問題）についての考え（○は1つだけ）



- とても難しい問題なので、できるだけ避けていきたい
- 人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい
- 国や自治体の取組みに、できる範囲で協力したい
- 部落差別の現状について、もっと知りたい
- 同和地区の人々の問題であり、自分には関係ない
- あまりさわがず、そっとしておけばよい
- 特に興味はない
- わからない
- その他
- 無回答

資料：本巢市人権についての市民意識調査

図表2-3-5(5) 部落差別（同和問題）を解決するためには、どうしたらよいとお考えか（〇は3つまで）



※ 前回調査の「同和地区の人々の教育水準を高め、生活力を向上する」、「同和地区の生活環境をよくする」及び「同和地区の人々の収入の安定向上を図る」を統合し、「同和地区の生活環境の改善や同和地区の人々の収入の安定向上、教育の水準を高める」としている。

資料：本巢市人権についての市民意識調査

[施策の方向]

○ 学校教育における人権教育の充実

全教育活動を通じて、児童・生徒の人権意識を培い、健全な児童・生徒の育成に努めます。

○ 部落差別（同和問題）に関する差別意識解消のための教育・啓発の充実

部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題に関する学習意欲を喚起する「人権教育講演会」の開催や、部落差別（同和問題）についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消するため、啓発活動に努めます。

○ 「えせ同和行為^{*}」〔P62参照〕に対する適切な対応

「えせ同和行為」は部落差別（同和問題）に対する誤った認識を植えつけるだけでなく、同和関係者に対するイメージを悪くしています。このような行為に対する認識と適切な対応のための研修や啓発を充実させ、部落差別（同和問題）に対する正しい認識と理解に努めます。また、関係機関等と密接な連携をとり、各種の問題に対応するよう努めます。

○ 隣保館活動の充実

地域における福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして、若年者から高齢者までの幅広い年代層の方に利用していただけるような取り組みや場の提供を図り、地域の自発的な交流活動を促すことに努めます。

(6) 日本に居住する外国人

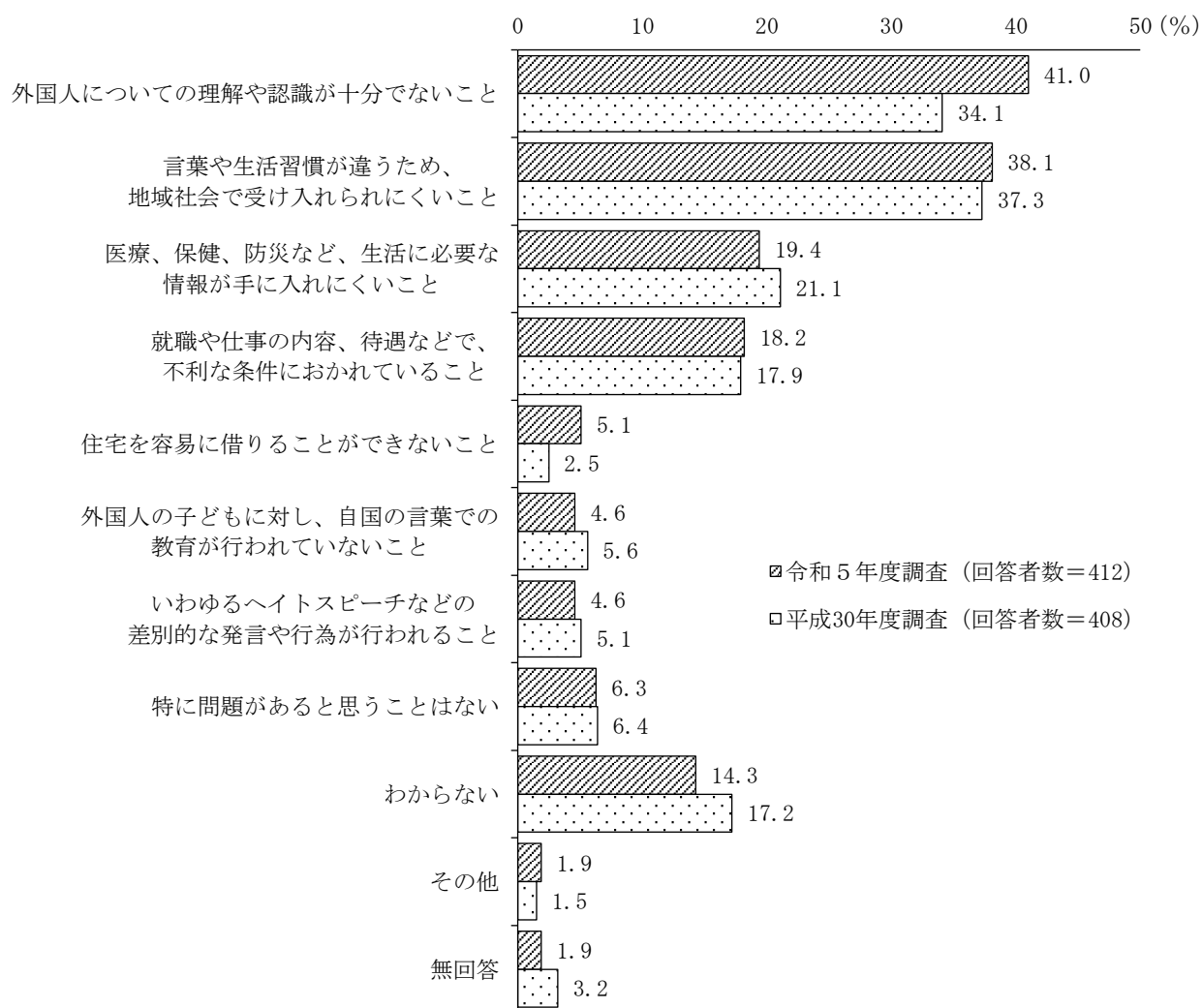
[現状・課題]

県内の在住外国人数は、リーマンショックによる落ち込みはあったものの、令和元年には過去最高の60,206人となりました。令和2年及び令和3年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による出入国制限等の影響等により、全国、岐阜県ともに、令和元年から減少していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う出入国制限や景気動向などの不確定要素はあるものの、企業における雇用ニーズの高まりや、国において、高度人材の受入れや、留学生の就労拡大などの取組みが進められていることなどから、当面、増加傾向が続くことが予想されます。

意識調査結果によると、外国人の人権問題について、特に問題があると思うこととして「外国人についての理解や認識が十分でないこと」が41.0%と最も高く、次いで「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」(38.1%)、「医療、保健、防災など、生活に必要な情報が手に入れにくいこと」(19.4%)となっています(図表2-3-6(1))。

外国人も含め誰もが異なる文化・言語・宗教・習慣を持っているため、相互に理解し認め合い、異文化をともに学ぶことにより、外国人への差別意識を解消し、外国人が地域の一員として暮らしやすい社会に向けた取組みが必要とされています。引き続き国際交流や多文化共生に取り組み、外国人の人権を守る社会づくりを進めます。

図表2-3-6(1) 外国人の人権問題について、特に問題があると思うこと（〇は2つまで）



資料：本巢市人権についての市民意識調査

〔 施策の方向 〕

○ 外国人の生活習慣や文化等の理解の促進

地域社会において、異なる文化や価値観を互いに認め尊重し合える環境づくりのため、外国人との交流の場の創出に努め、外国人の生活習慣や文化等の理解をするとともに、日本のマナー、文化、生活習慣等の理解を促すための支援に努めます。

○ 外国人市民への生活支援

外国人が日常生活において困惑しないように、外国語情報の充実に努めるとともに、外国人向け相談窓口の設置について検討し、多文化共生社会の実現に努めます。

○ ヘイトスピーチ※を許さない取り組みの推進

平成28年6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、不当な差別的言動は許されないことを、人権教育と人権啓発などを通して市民に周知を図ります。

(7) インターネットによる人権侵害

[現状・課題]

高度情報化社会が急速に進展し、パソコン、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末などによるインターネット利用は広く定着し、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や動画共有サイト等のソーシャルメディア* [P65参照]の利用者も急増しています。

一方で、機器の利便性、発信者の匿名性、情報発信の容易性、情報拡散スピードなどの特性から、個人に対する誹謗・中傷事例や、プライバシーの侵害事例が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

また、近年「コミュニティサイト」による子どもの性的被害が増加していることに加え、過激な暴力シーンや児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます。

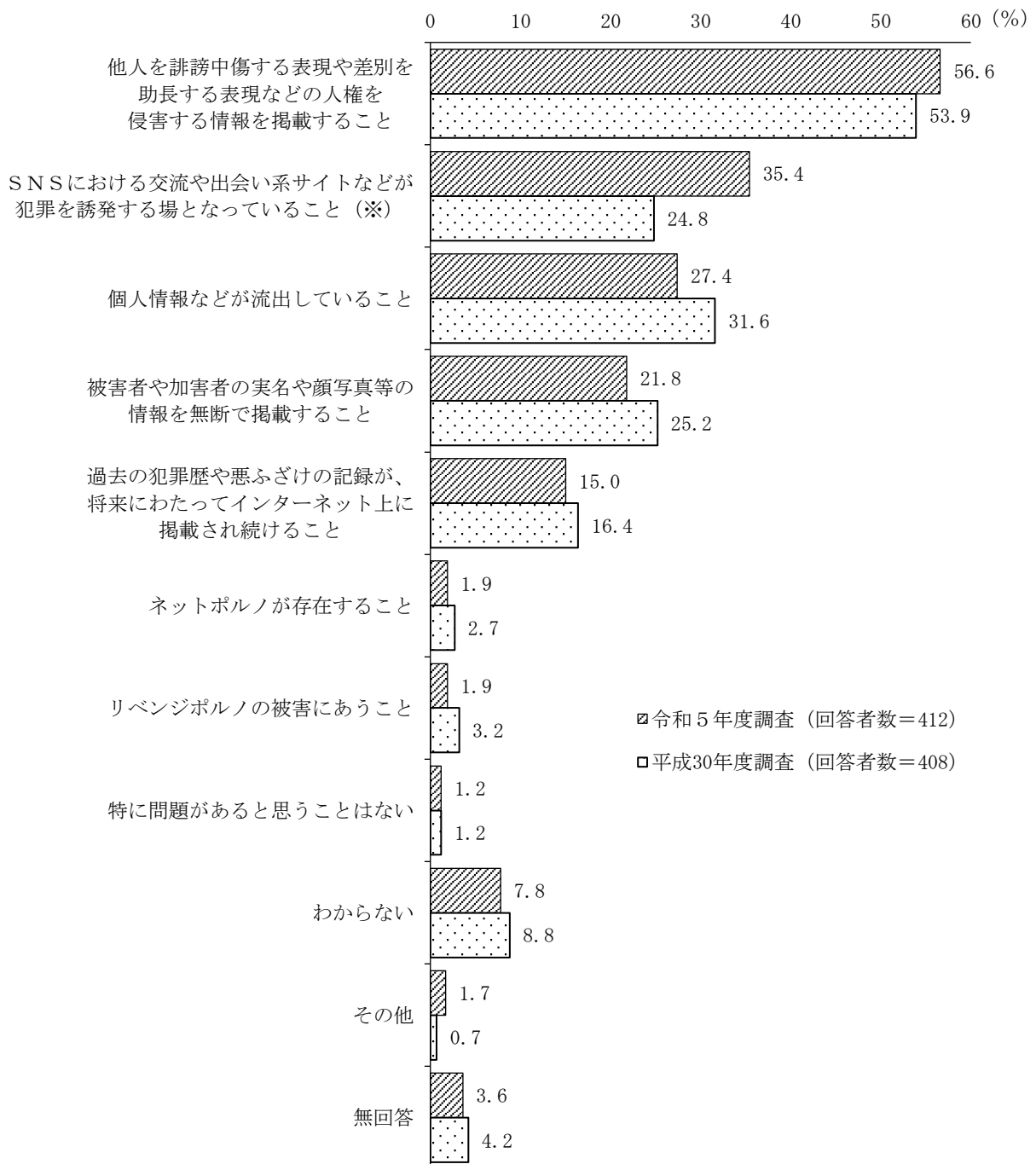
平成14年5月に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」において、インターネット上などの情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダやサーバの管理者などに対して、発信者の情報の開示を請求する権利を与えることが規定されました。その後、「プロバイダ責任制限法」に基づく各種のガイドラインが公表されるとともに、平成21年8月に総務省が「違法・有害情報相談センター」を設置し、法律や各種ガイドライン等の相談を受け付けています。今後も、関係省庁や通信事業者等と連携し、この法的措置の適切な対応が求められます。

意識調査結果によると、インターネットによる人権侵害について、特に問題があると思うこととして「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」が56.6%と最も高く、次いで「SNSにおける交流や出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場となっていること」(35.4%)、「個人情報などが流出していること」(27.4%)、「被害者や加害者の実名や顔写真等の情報を無断で掲載すること」(21.8%)となっています(図表2-3-7(1))。

また、インターネットによる人権侵害を解決するために、特に必要なこととして「違法な情報発信者に対する監視・取締り・罰則を強化する」が54.5%と最も高く、次いで「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」(31.1%)、「インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談所や電話相談所を充実する」(21.0%)、「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」(21.0%)となっています(図表2-3-7(2))。

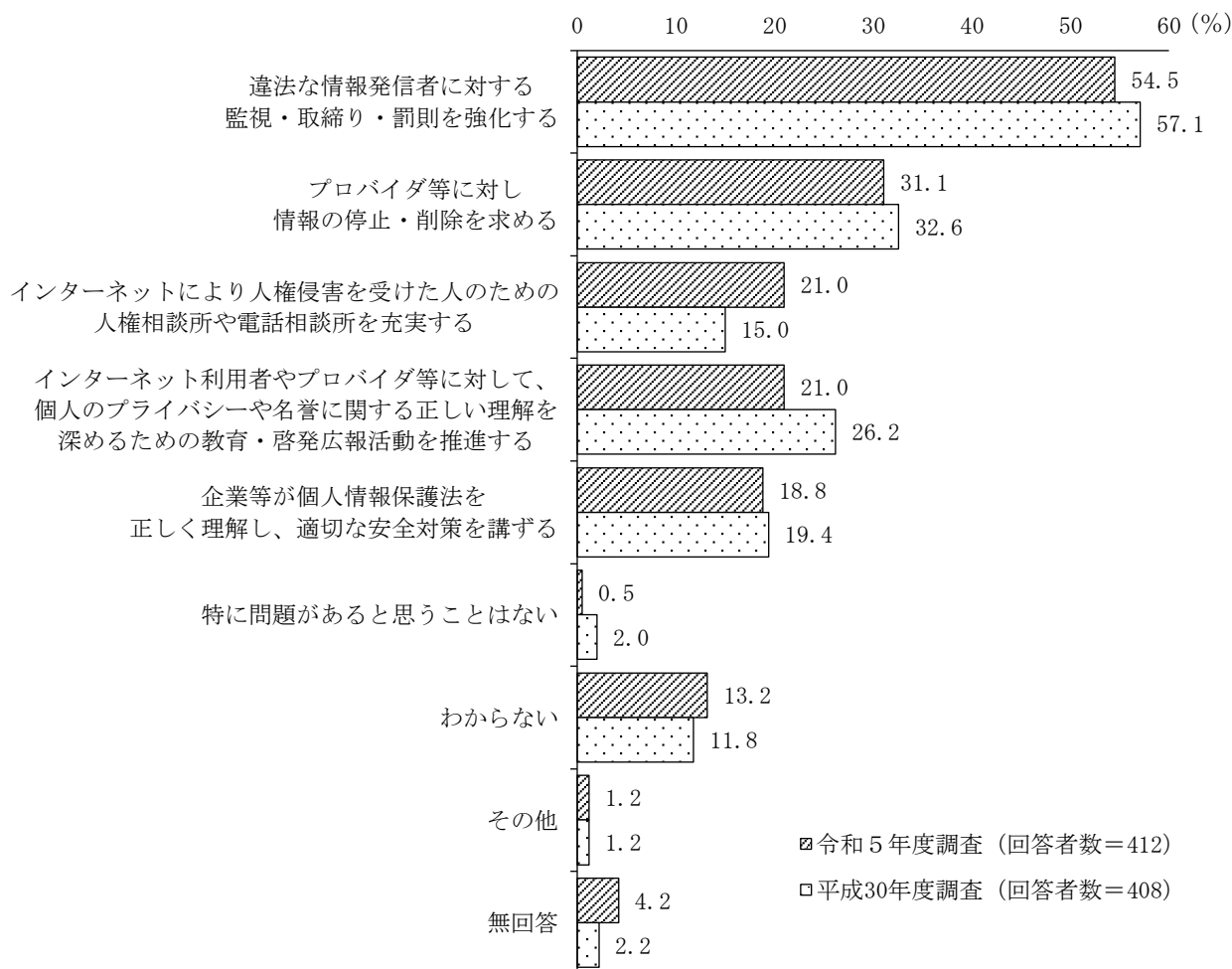
個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための教育・啓発や、インターネット上の人権侵害やプライバシーに関する問題に対する相談・支援体制の充実が求められています。

図表2-3-7(1) インターネットによる人権侵害について、特に問題があると思うこと（〇は2つまで）



※ 前回調査では「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」としている。
資料：本巢市人権についての市民意識調査

図表2-3-7(2) インターネットによる人権侵害を解決するためには、特に必要だと思うこと
(○は2つまで)



資料：本巢市人権についての市民意識調査

[施策の方向]

○ 個人のプライバシーや人権の尊重に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進

インターネットによる情報収集・発信における個人の責任、情報モラルについての理解を促すため、広報等による啓発、市民、児童・生徒に対する研修や学習の充実に努めます。

○ 関係機関との連携による相談体制と被害者の救済

インターネットによる人権侵害を受けた被害者に対し、地域や関係機関との連携による身近な相談体制づくりに努めます。

○ 悪質な情報等への対応

法に基づき、悪質な情報の削除や、発信者の情報開示等を行うよう、関係機関への積極的な働きかけに努めます。

(8) 感染症患者等

[現状・課題]

感染症患者等に関する理解は、進みつつありますが、依然として偏見や差別が解消されていない状況にあり、さらに新たな感染症の発生、まん延によって、感染者や医療関係者等に関わる人権問題が起きています。

H I V^{*}（ヒト免疫不全ウイルス）感染症〔P62参照〕、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患で、H I Vによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズといいます。H I Vの感染経路は限られており、非常に感染しにくいウイルスで、日常的な接触では感染しないことがわかっています。また、抗H I V薬の開発によりH I V感染症の治療は非常に進歩しました。そして、平成10年からはH I V感染者等が機能障害として障害認定の対象となり、支援体制も整備されています。

また、ハンセン病^{*}〔P66参照〕に関する人権問題について、誤った知識や情報等により、明治40年の「癩(らい)予防ニ関スル件」で患者を強制的に隔離してきました。平成8年に「らい予防法」が廃止され、約90年続いた強制隔離政策は終結しましたが、患者等が今もなお、社会の差別や偏見に苦しんでいます。

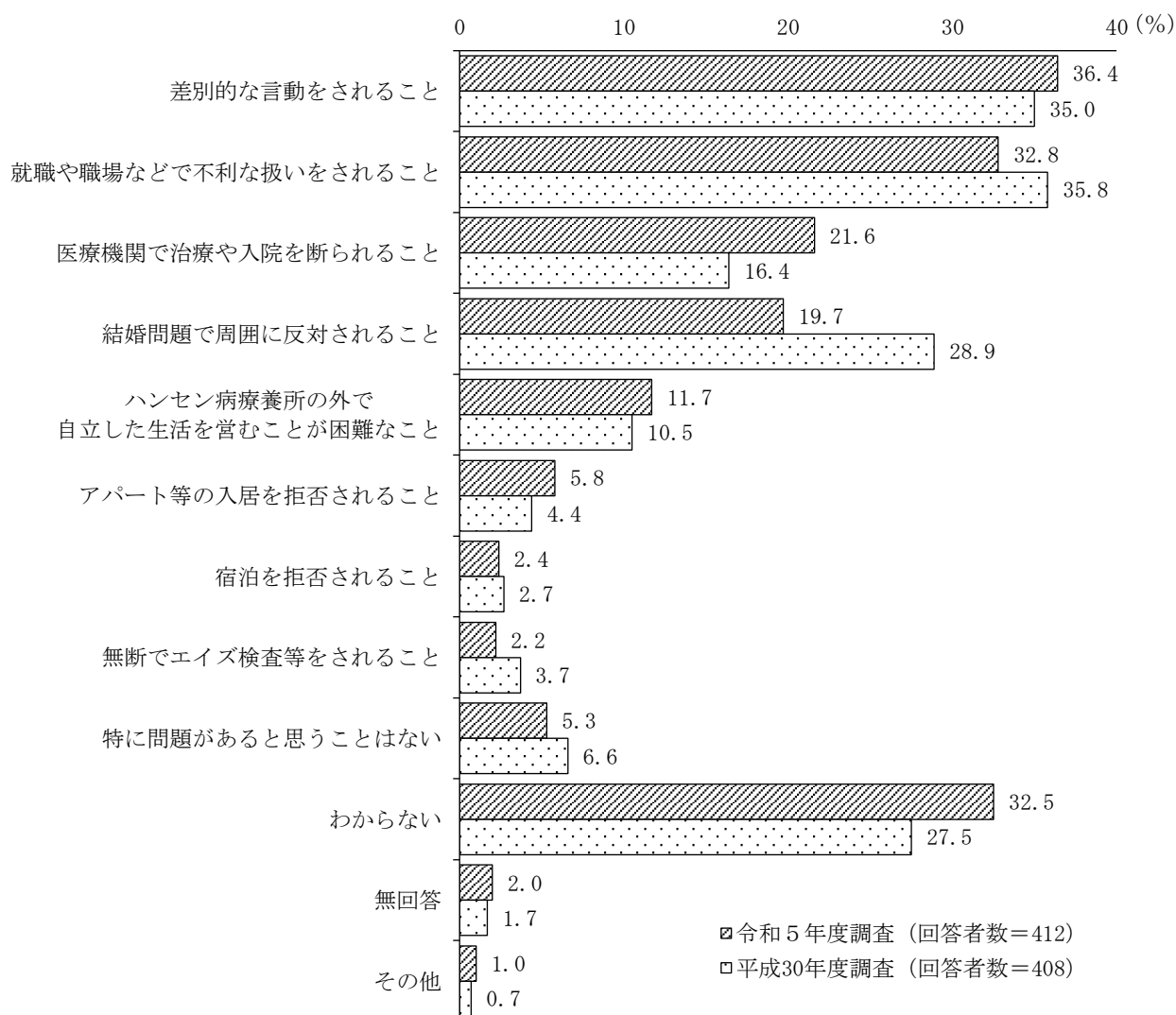
平成11年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、感染症患者等の人権に配慮することを目指しています。

また、令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、同年、日本国内、岐阜県内でも感染者が確認され、その後長期にわたって感染拡大防止対策と、感染者に対する医療措置が取られました。その一方で、感染者、医療従事者やその家族、さらにワクチン接種に関わる誹謗中傷や偏見、差別（コロナ・ハラスメント^{*}〔P63参照〕、ワクチン・ハラスメント^{*}〔P67参照〕）が大きな社会問題となりました。

意識調査結果によると、感染症患者等の人権問題について、特に問題があると思うこととして「差別的な言動をされること」が36.4%と最も高く、次いで「就職や職場などで不利な扱いをされること」(32.8%)、「医療機関で治療や入院を断られる」(21.6%)となっています(図表2-3-8(1))。

患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、偏見・差別をなくすために、正しい知識の普及や啓発活動が必要とされています。

図表2-3-8(1) 感染症患者等の人権問題について、特に問題があると思うこと。(〇は3つまで)



資料：本巢市人権についての市民意識調査

[施策の方向]

○ 患者や家族の人権に十分配慮し、正しい知識の普及や啓発活動の推進

感染症等について、病気に対する知識の不足から、感染症患者やその家族に対する差別や偏見が少なくありません。そのため、広報等により正しい知識の普及、啓発に努めるとともに、感染及び発症予防等、学習機会の実施に努めます。

特に、新型コロナウイルス感染症または類似感染症については、まん延過程で発生した例や経験を基に、新型コロナウイルス感染症等に関する情報収集や提供、感染予防対策など知識の普及・啓発を行います。

○ 患者やその家族の不安や悩み等の相談や支援

感染症に対する不安や悩みを解消するため、保健所、医療機関、保健センター間の連携を図り、相談窓口や相談体制の充実に努めます。

(9) 刑を終えて出所した人

[現状・課題]

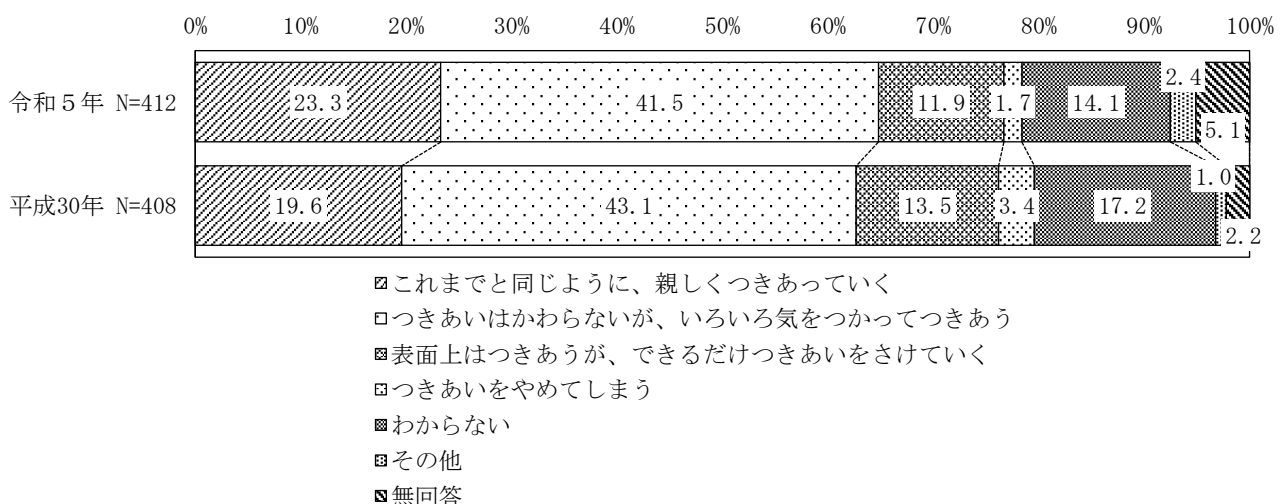
刑を終えた人、保護観察※〔P67参照〕中の人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。就職や居住に関する差別をはじめ、社会復帰の機会からの排除など、更生への妨げや人権が損なわれるおそれがあり、地域社会の理解と協力が必要です。また、罪を犯した人が、円滑な社会復帰ができず、犯罪や非行を繰り返す再犯者の割合が増えてきています。安全で安心して暮らせる社会にしていくうえで再犯を防ぐことが課題になっています。そのため、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に施行されました。

意識調査結果によると、日頃から親しくつきあっている職場の人や、近所の人が刑を終えて出所した人であるときについて「つきあいはかわらないが、いろいろ気をつけてつきあう」が41.5%と最も高く、次いで「これまでと同じように、親しくつきあっていく」(23.3%)、「わからない」(14.1%)となっています(図表2-3-9(1))。

また、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、特に問題があると思うこととして「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」が47.3%と最も高く、次いで「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」(43.4%)、「就職や職場等で不利な扱いをされること」(18.4%)となっています(図表2-3-9(2))。

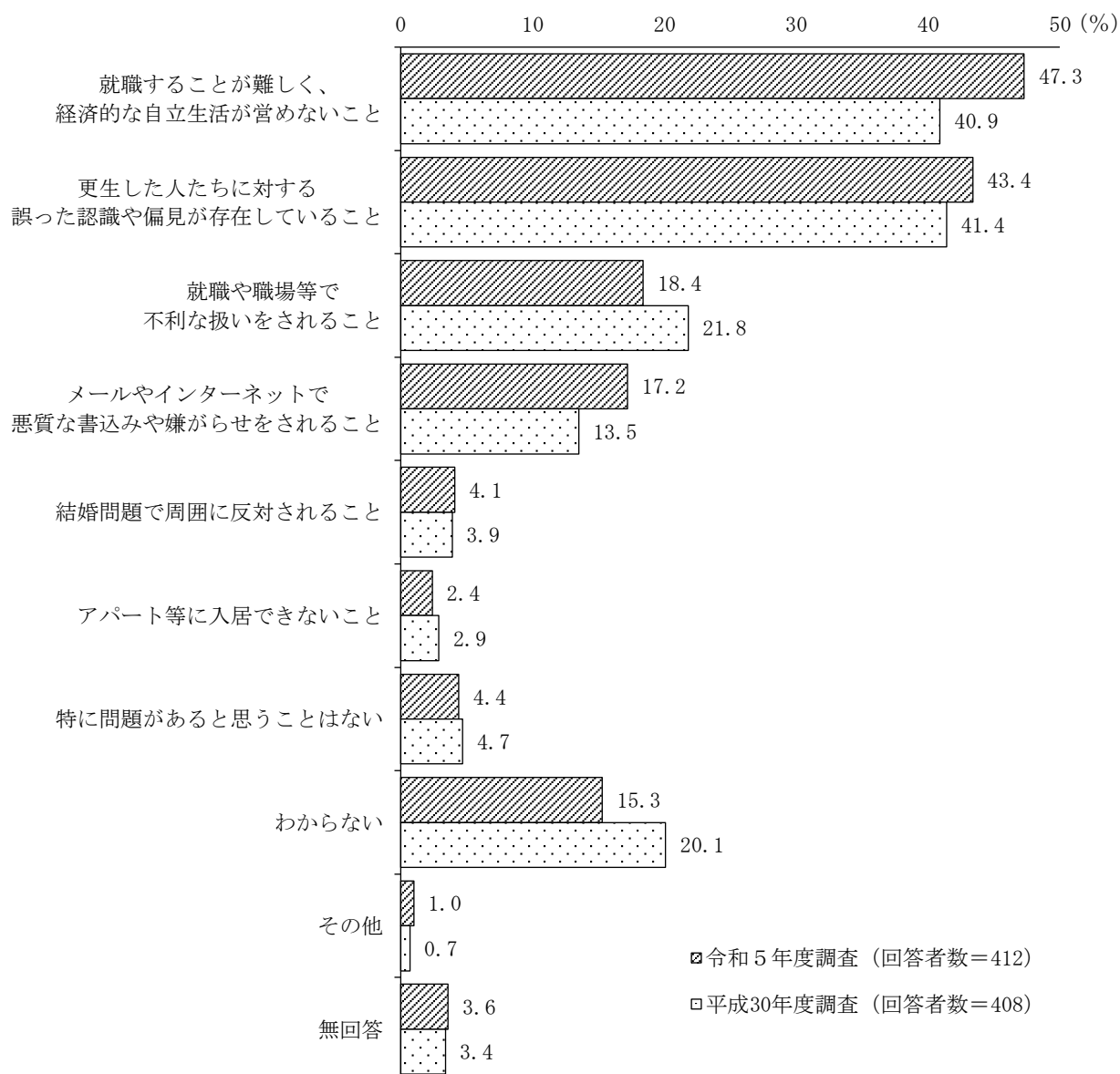
刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族・職場・地域など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。そのため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動が必要とされています。

図表2-3-9(1) 日頃から親しくつきあっている職場の人や、近所の人が刑を終えて出所した人とわかったときの対応 (〇は1つだけ)



資料：本巢市人権についての市民意識調査

図表2-3-9(2) 罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、特に問題があると思うこと（〇は2つまで）



資料：本巢市人権についての市民意識調査

[施策の方向]

○ 啓発活動等の推進

刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むため、偏見や差別をなくすための啓発活動に努めるとともに、家庭、職場、地域社会の理解と協力が得られるよう取り組みます。

また、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、更生保護司や本巢市更生保護女性の会と行政とが連携して支援に取り組み、罪や非行を犯した人が社会復帰しやすい環境づくりに取り組みます。

(10) 犯罪被害者とその家族

[現状・課題]

犯罪被害に遭われた方やその家族・遺族の方（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった、いわば目に見える被害に加え、それらに劣らぬ重大な精神的被害を負うとともに、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗・中傷、理解のない対応や過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されるなど、重大な人権侵害を受けています。

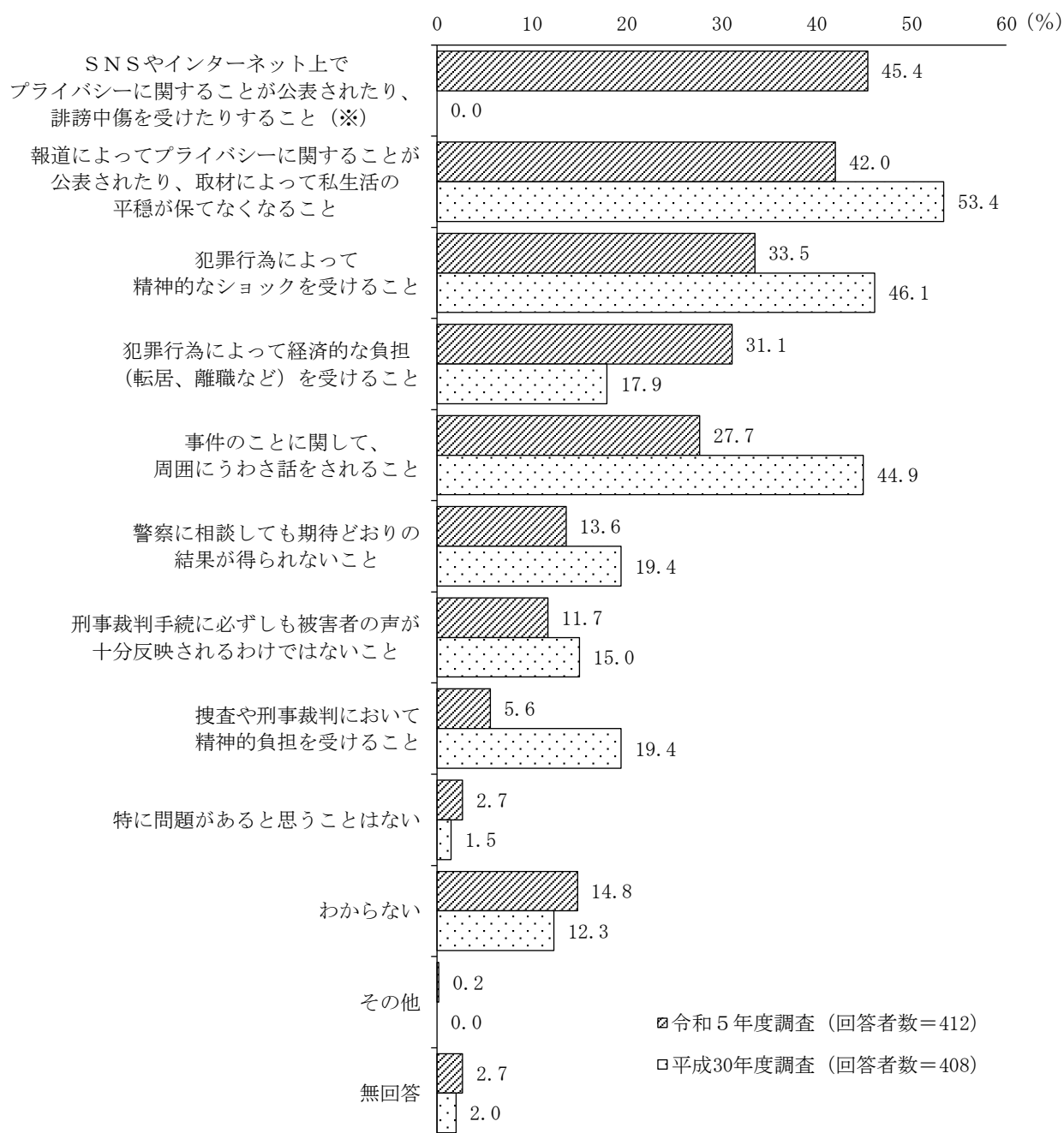
国は、こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため「犯罪被害者等基本法^{*}」〔P66参照〕を平成16年に制定しました。また、平成17年には、犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ、計画期間を5年とする「犯罪被害者等基本計画」を、平成23年には「第2次犯罪被害者等基本計画」をそれぞれ策定し、犯罪被害者給付制度の拡充や損害賠償命令制度の創設、刑事手続きへの被害者参加制度の導入等、犯罪被害者等施策を着実に進めてきました。

しかしながら、犯罪被害者等の抱える問題がすべて解決したわけではないことや、平成27年に「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」も取りまとめられたことから、引き続き犯罪被害者等の権利や利益の保護が一層図られる社会を目指し、平成28年に「第3次犯罪被害者等基本計画」を策定しました。その重点課題として、「損害回復・経済的支援等への取り組み」、「精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み」、「刑事手続きへの関与拡充への取り組み」、「支援等のための体制整備への取り組み」、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組み」が掲げられています。また、令和3年に「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定し、その重点課題として「損害回復・経済的支援等への取組」、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」、「刑事手続きへの関与拡充への取組」、「支援等のための体制整備への取組」、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」を掲げました。

意識調査結果によると、犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題があると思うこととして「SNSやインターネット上でプライバシーに関することが公表されたり、誹謗中傷を受けたりすること」が45.4%と最も高く、次いで「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」(42.0%)、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」(33.5%)、「犯罪行為によって経済的な負担（転居、離婚など）を受けること」(31.1%)となっています（図表2-3-10(1)）。

犯罪被害者とその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、被害者の人権の尊重を基本とした、犯罪被害者等に対する理解と配慮・協力が促進される啓発活動を推進する必要があります。

図表2-3-10(1) 犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題があると思うこと（〇は3つまで）



※ 「SNSやインターネット上でプライバシーに関することが公表されたり、誹謗中傷を受けたりすること」の選択肢を追加したため、正確な比較はできない。

資料：本巢市人権についての市民意識調査

[施策の方向]

○ 広報啓発活動の推進

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるため、地域のすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が促進されるような広報・啓発活動を推進します。

(11) 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人

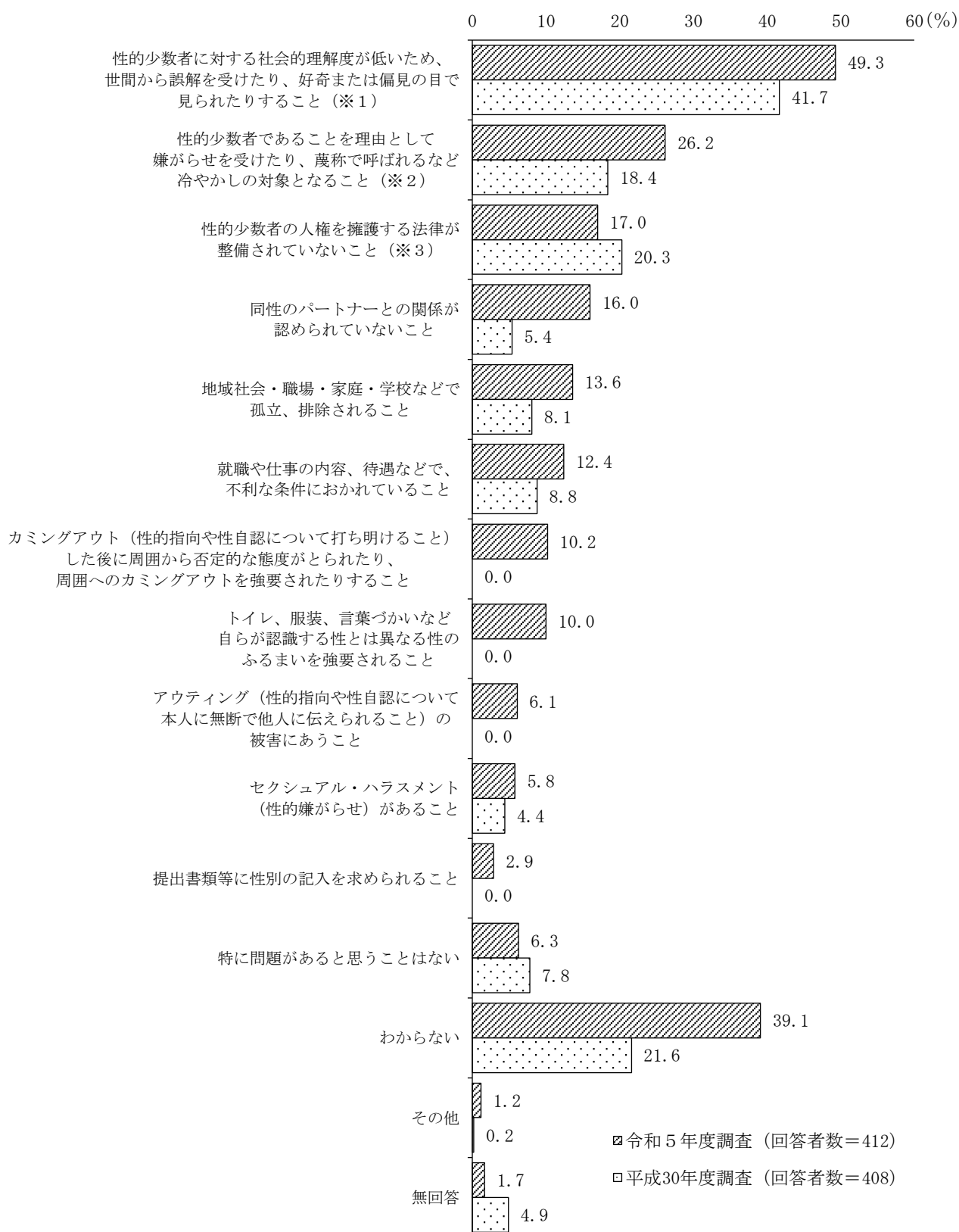
[現状・課題]

同性愛等の性的指向、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性自認を理由とする偏見・差別を受けている人は、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、様々な問題に苦しんでいます。性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人については、これまでは異性愛が自然だとされてきたため、普通と思われず、社会生活の様々な面で、人権に関する問題が発生しています。

意識調査結果によると、性的少数者*〔P64参照〕の人権問題について、特に問題があると思うこととして「性的少数者に対する社会的理解度が低いため、世間から誤解を受けたり、好奇または偏見の目で見られたりすること」が49.3%と最も高く、次いで「わからない」（39.1%）、「性的少数者であることを理由として嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」（26.2%）となっています（図表2-3-11(1)）。

性的少数者に対する理解を深めるための教育・啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です。

図表2-3-11(1) 性的少数者の人権問題について、特に問題があると思うこと。(〇は3つまで)



※1 前回調査では「世間から好奇又は偏見の目で見られること」としている。
 ※2 前回調査では「性的異常者とみなされいやがらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」としている。
 ※3 前回調査では「法律が整備されていないこと」としている。

資料：本巢市人権についての市民意識調査

[施策の方向]

○ 市民意識の啓発

性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人の人権問題について、市民の認識・理解を深めていくために、啓発用リーフレットの制作・配布や市民対象の研修会の開催等、多様な手段により、効果的な啓発活動を推進していきます。

○ 当事者や家族等の関係者への相談体制の充実

性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人やその家族は、行政のどこに相談すればよいのか、相談しても受け入れてもらえるのか等、様々な不安を抱えています。こうした不安をなくし、気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図っていきます。

(12) その他の人権問題

[現状・課題]

日本国内には社会情勢により生じた様々な人権課題があり、本市においても、国や岐阜県の動向を踏まえ、社会情勢の変化に対応しながら、様々な課題に関する正しい知識の普及と理解を深められるよう、周知・啓発を推進していく必要があります。

意識調査結果からその他の人権問題をみると、職場での人権問題として、「職場内でパワー・ハラスメント（地位や権限を利用したいじめやいやがらせ）があること」が35.9%と最も高く、次いで「非正規雇用の割合が高くなり待遇の差が大きくなっていくこと」（31.8%）、「長時間労働が長期化し仕事と生活の調和が保てないこと」（30.1%）となっています（図表2-3-12(1)）。

東日本大震災、熊本地震などの大規模災害が起きた場合の人権問題として、「避難生活でプライバシーが守られないこと」が63.1%と最も高く、次いで「要支援者（障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して十分な配慮が行き届かないこと」（46.6%）、「避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること」（41.7%）となっています（図表2-3-12(2)）。

個人のプライバシーに関して、プライバシーが守られていないと感じる場面については、「知らない企業等からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けること」が70.4%と最も高く、次いで「民間企業や名簿業者などにより自分に関する情報が知らないうちに集められ、管理されること」（42.0%）、「自分や家族のことについて、他人に言いふらされること」（22.3%）となっています（図表2-3-12(3)）。

今後、新たに生じる多様な人権問題についても、それぞれの問題に対応し、啓発等の取り組みを推進していきます。

[施策の方向]

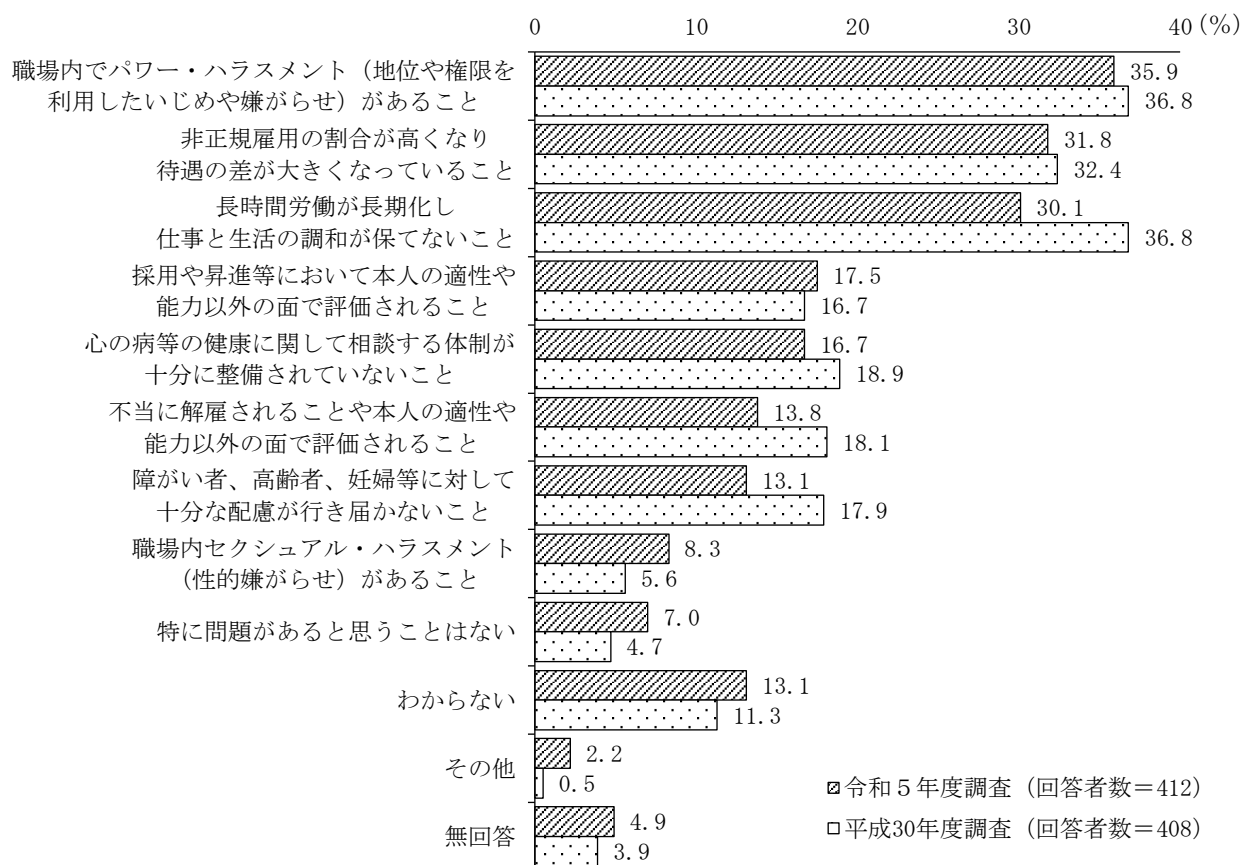
○ その他の人権問題に対する正しい理解を進めるための教育・啓発

近年における人権問題は、多種多様となり、誰もが被害者になる可能性があります。今後、新たに生じる人権問題についても、それぞれの問題の状況に応じた取り組みが必要となってくるため、広報等による啓発の実施に努めます。

○ その他の人権問題に対する相談体制を充実

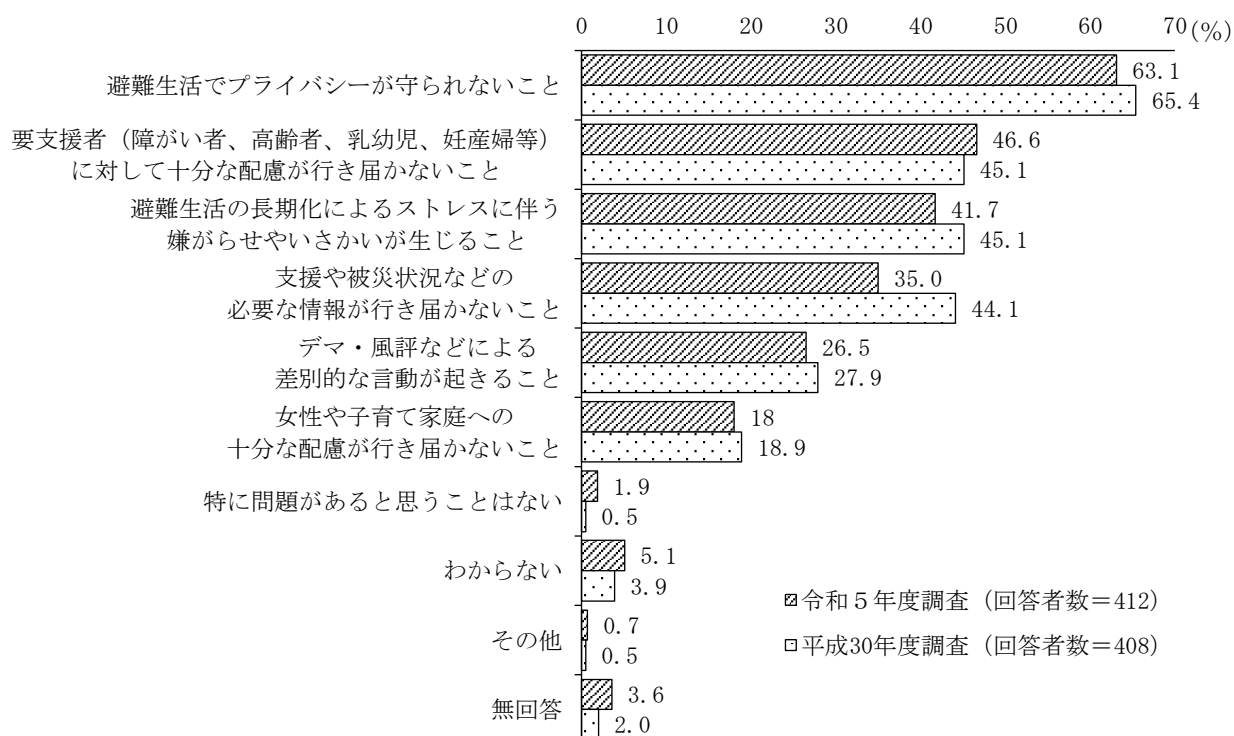
社会情勢の変化にあわせた、その他の人権問題に関する悩みや差別について、関係機関との連携を深め、人権擁護委員等による相談体制の充実に努めます。

図表2-3-12(1) 職場での人権問題について、特に問題があると思われること（〇は3つまで）



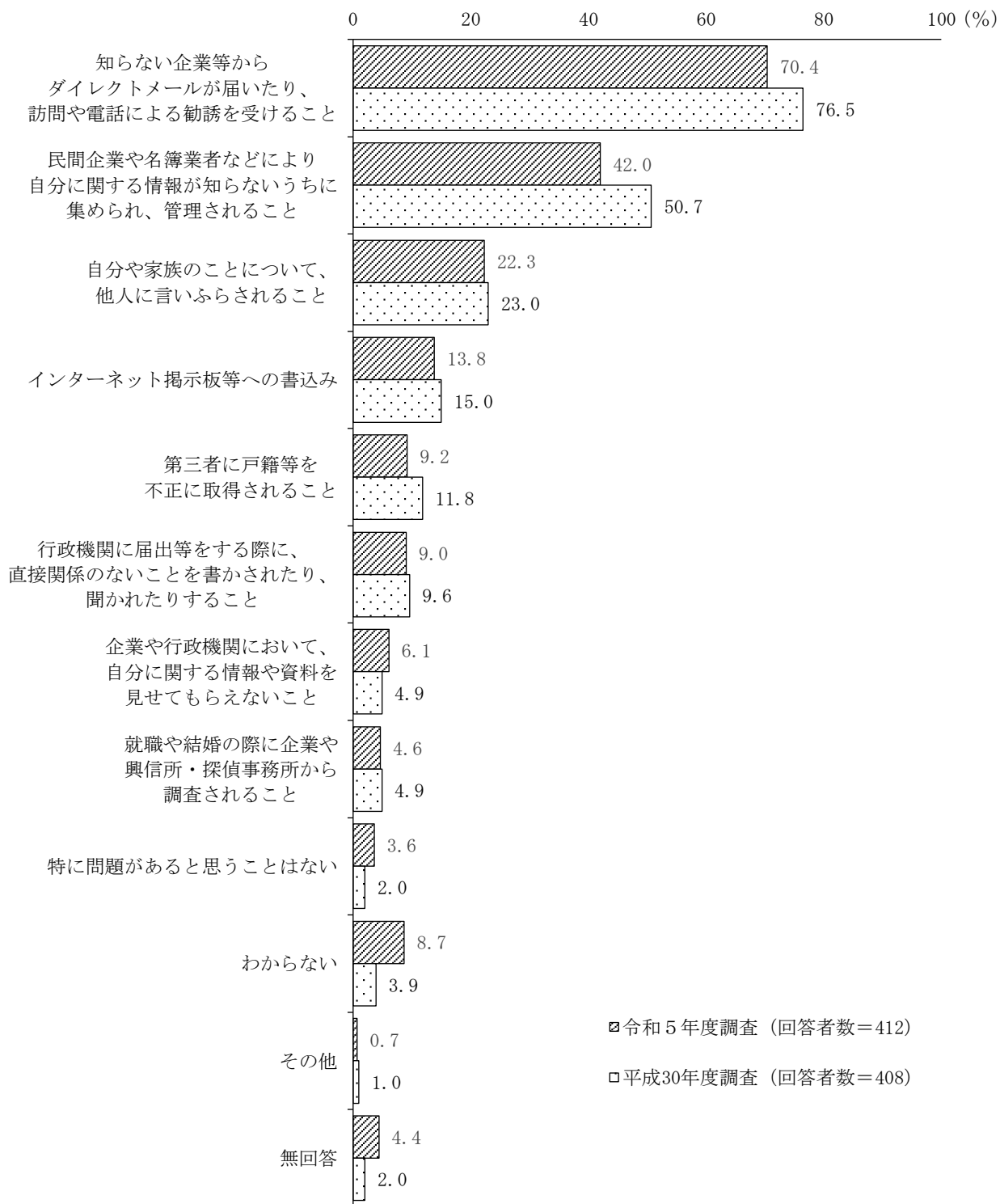
資料：本巢市人権についての市民意識調査

図表2-3-12(2) 東日本大震災、熊本地震などの大規模災害が起きた場合の人権問題について（〇は3つまで）



資料：本巢市人権についての市民意識調査

図表2-3-12(3) 個人のプライバシーに関して、プライバシーが守られていないと感じる場面
(〇は3つまで)



資料：本巢市人権についての市民意識調査



第3章 人権施策の総合的かつ効果的な推進



1 市民、各機関との連携

(1) 市民との協働

市民が、人権を日常生活の問題として主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、企業等あらゆる場における市民の自主的な市民活動や社会への参画を支援していきます。

(2) 専門家、各種団体等との連携

市の人権施策の推進が広範な取り組みとして展開できるよう、国及び県等の関係機関の専門家と緊密な連携・協力を図ります。

また、人権に関わる団体等に対して、市の人権施策の取り組みに対する協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を一層進めます。

(3) 庁内の連携

人権に関わる課題は、多岐にわたっており、個別の人権課題が複雑化・多様化する中で、関係課における各分野の施策の有機的な連携と体系化を図りながら、市政全般にわたって人権に関わる施策を総合的に推進していきます。

2 マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進にあたっては、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は非常に大きいことから、より多くの市民に人権尊重の理念の重要性を効果的に伝えるため、マスメディアの特性を十分考慮し、最大限に活用していきます。

また、人権週間については、市の広報紙等により啓発や周知を一層推進していきます。

3 進行管理及び見直し

本指針の推進に関し必要な事項については、本巢市人権施策推進審議会において審議するとともに、指針の進行管理を行い施策の推進に努めていきます。また、社会情勢の変化を考慮し、必要に応じて見直しを行い、指針の充実を図っていきます。



第4章 参考資料



1 用語解説

あ行

人種差別撤廃条約 (P1)

締結国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれながらに持っていること）を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくすること等を内容とした条約で、昭和40年（1965年）の国連総会で採択されました。（平成7年12月批准）

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）(P48)

HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のうちまわしなどの血液感染によって感染します。免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして、免疫力が低下すると様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなります。

えせ同和行為 (P42)

部落差別（同和問題）は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも部落差別（同和問題）の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで部落差別（同和問題）の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、部落差別（同和問題）に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然たる態度で対処することが望まれます。

か行

岐阜県人権啓発センター (P2)

平成12年（2000年）4月に、女性・子ども・高齢者・障がい者などの人権に関する問題の解決を図るために設置された機関で、人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発ビデオ等の貸出し、人権関係の情報収集など総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。

基本的人権 (P1)

すべての人間が人間であるかぎりにおいてもっている権利。

共生社会 (P32)

障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う社会のことをいいます。

権利擁護 (P16)

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利などを守ることです。

国際人権規約 (P1)

①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又はA規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又はB規約）」、③自由権規約の議定書から成り立つものです。我が国は、①及び②の2つの規約について、昭和54年（1979年）6月に締結しています。

コロナ・ハラスメント (P48)

令和2年から世界的に感染がまん延した新型コロナウイルス感染症に関連して発生したハラスメントのことです。誤った知識や情報、思い込みなどに基づき、ウイルスに感染した人やその家族、感染した人の治療等に関わる医療関係者やその家族に対する、不当な差別や誹謗中傷などの人権侵害事案が発生しました。

さ行

JKビジネス (P19)

繁華街を中心に女子高校生等（JK）によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業が見られ、JKビジネスと呼ばれています。

一見すると問題のないアルバイト先に見える場合でも、女子高校生等が客から児童買春等の被害に遭うなどのケースが目立っており、安易に働くことはとても危険です。

障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律（障害者差別解消法）(P2)

全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律です。（平成28年4月施行）

女子差別撤廃条約（P1）

あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、昭和54年（1979年）の国連総会で採択された条約です。この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築き上げるために、女性が男性と平等の条件であらゆる分野に最大限参加することが必要であるとし、そのための必要な措置が示されています。特に、社会及び家庭における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女の平等の達成のために必要であると強調されています。（昭和60年6月批准）。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（P18）

近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律です。（平成27年9月施行）

ストーカー行為（P22）

同一の者に対して、一方的に好意を寄せたり、交際を断られて恨みを持つなど、好意の感情やそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を前提として行われる行為で、つきまとい等、身体的安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

性的少数者（P54）

同性愛者（レズビアン／ゲイ）や両性愛者（バイセクシュアル）など性的指向における少数者や、性同一性障がいのある人やトランスジェンダーなど性自認（性同一性）における少数者を指します。レズビアン／ゲイ／バイセクシュアル／トランスジェンダーの頭文字をとってLGBTと言われることもあります。

成年後見制度（P31）

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度をいいます。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていましたが、平成12年の民法の改正により、軽度の認知症等に対応する補助類型や任意後見制度などが創設されました。

世界人権宣言（P1）

昭和23年（1948年）12月国連総会において採択された国際的な人権宣言をいいます。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。なお、採択された12月10日は、「人権デー」とされ、わが国では、12月4日から12月10日までの1週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ：性的ないやがらせ）（P12）

身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手の意に反した性的な言動で相手を不快にさせる様々の行為をいいます。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（P4）

限られた利用者だけが参加できるインターネット上の会員制サービスのことをいいます。インターネット上で友人同士、同じ趣味を持つ人や近隣地域の利用者が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。

ソーシャルメディア（P45）

インターネットを利用して、誰でも手軽に情報を発信したり、相互にやりとりしたりすることができる双方向のメディア（情報媒体）のことをいいます。

た行

地域包括ケアシステム（P28）

高齢者がいくつになっても住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、一人ひとりの健康の状況や生活の実態に応じて、必要な時に必要なサービスを受けられるよう、地域の中で役割分担をしながらそのサービスを提供していく仕組みのことをいいます。

男女共同参画社会基本法（P18）

男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。（平成11年6月施行）。

ドメスティック・バイオレンス (P19)

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

な行

日常生活自立支援事業 (P31)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

は行

パワー・ハラスメント (パワハラ) (P12)

職場のいじめ・嫌がらせを指し、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。(注：上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。)

犯罪被害者等基本法 (P52)

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律です。(平成 17 年 4 月施行)。

ハンセン病 (P48)

明治 6 年 (1873 年) にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

ヘイトスピーチ (P3)

特定の対象 (人物や集団) に対する敵意や憎悪を、過激な表現を用いて直接に示す言動の総称。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法) (P2)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とした法律です。(平成28年6月施行)。

保護観察 (P50)

犯罪や非行をした人を社会の中で生活させながら、その人に一定の約束事を守ることが義務づけて、これを守るように助言・指導するとともに、就職の援助や悩みの相談にのって、その立ち直りを助けようとするものです。

ま行

マタニティ・ハラスメント(マタハラ) (P19)

働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受けるいじめ、嫌がらせのことをいいます。

や行

ユニバーサルデザイン (P37)

平成14年(2002年)12月に策定された国の障害者基本計画では、「バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方」と定義しています。

また、平成29年(2017年)2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。同計画では、共生社会の実現に向け国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組(「心のバリアフリー」分野)とユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組(街づくり分野)を2本の柱として取り組むこととしています。

わ行

ワクチン・ハラスメント (P48)

令和3年に始まった、新型コロナウイルス感染症の予防・軽減のためのワクチン接種に関して発生したハラスメントのことです。健康上の理由など様々な事情により未接種である方々に対して、不当な差別や誹謗中傷などの人権侵害事案が発生しました。



世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する

- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛

容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。。

附 則

(施行期目)

第1条 国は、この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



3 本巢市人権施策推進審議会

本巢市人権施策推進審議会条例

平成16年2月1日

条例第103号

(設置)

第1条 人権施策を推進するため、本巢市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、人権施策の推進に関する事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に対し、市長の諮問に答申し、かつ、必要に応じ市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係機関、各種団体等の代表者

3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部福祉敬愛課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年2月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第5号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第23号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

4 本巢市人権施策推進審議会委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
市議会の議員	本巢市議会議員	鏑本 規之	会長
識見を有する者	中野自治会長	川嶋 孝廣	副会長
	北屋井自治会長	松浦 和義	
	中野会館運営審議会代表	森田 正廣	
関係機関、各種 団体等の代表者	本巢市人権擁護委員代表	阿部 信樹	
	本巢市民生委員児童委員連合協議会会長	矢野 博行	
	(財)岐阜県身体障害者福祉協会本巢市支部長	脇田 治則	
	本巢市教育委員会 参事兼学校教育課長	歳藤 幸弘	
	本巢市教育委員会 参事兼社会教育課長	野原 徹二	



5 人権関係年表

年	国連等	国内	県内
1947年 (昭和22年)		○「日本国憲法」施行 ○「教育基本法」施行 ○「労働基準法」施行	
1948年 (昭和23年)	○「世界人権宣言」採択	○「児童福祉法」施行	
1949年 (昭和24年)		○「人権擁護委員法」施行	
1950年 (昭和25年)		○「身体障害者福祉法」施行 ○「精神衛生法」施行	
1951年 (昭和26年)	○「難民の地位に関する条約」採択	○「児童憲章」制定 ○「社会福祉事業法」施行	
1959年 (昭和34年)	○「児童権利宣言」採択		
1960年 (昭和35年)		○「精神薄弱者福祉法」施行 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律」 (障害者雇用促進法)施行	○「岐阜県青少年保護育成条例」制定
1962年 (昭和37年)			○「岐阜県地方改善促進審議会設置条例」 制定
1963年 (昭和38年)		○「老人福祉法」施行	
1965年 (昭和40年)	○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択	○「同和对策審議会答申」	
1966年 (昭和41年)	○「国際人権規約」(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約))採択		○「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問
1967年 (昭和42年)			○「岐阜県地方改善事業推進協議会設置要綱」制定 ○「岐阜県地方改善促進審議会答申」
1968年 (昭和43年)	○「国際人権年」		
1969年 (昭和44年)		○「同和对策事業特別措置法」施行	○「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問
1970年 (昭和45年)		○「心身障害者対策基本法」	○「岐阜県地方改善促進審議会答申」 ○「岐阜県同和对策事業長期基本計画」策定
1971年 (昭和46年)	○「精神遅滞者の権利宣言」採択 ○「人種差別と闘う国際年」	○「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)施行	
1972年 (昭和47年)		○「勤労福祉婦人法」施行	○「岐阜県同和对策事業長期基本計画」改定
1973年 (昭和48年)	○「人種主義および人種差別と闘う10年」(1973~1983年)		○民生部に「同和对策室」設置
1974年 (昭和49年)			○「岐阜県同和と教育基本方針」決定
1975年 (昭和50年)	○「障害者の権利に関する宣言」採択 ○「国際婦人年」 ○「国連女性のための10年」(1976~1985)の決議を採択		
1979年 (昭和54年)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 ○「国際児童年」	○「国際人権規約」(A規約、B規約)締結	
1981年 (昭和56年)	○「国際障害者年」	○「難民の地位に関する条約」加入 ○「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(犯罪被害者等給付金支給法)施行	
1982年 (昭和57年)	○「国連障害者の10年」(1983~1992)の宣言	○「地域改善対策特別措置法」施行	
1983年 (昭和58年)	○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)発効 ○「第2次人種差別と闘う10年」(~1993年)		

1984年 (昭和59年)	○「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)採択		
1985年 (昭和60年)	○「犯罪の被害者と権力乱用の被害者に関する司法の基本原則宣言」採択 ○「世界女性会議」(ナイロビ) ○ILO「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ○「国際青少年年」	○「女子差別撤廃条約」締結	
1986年 (昭和61年)	○「国際平和年」	○「女子差別撤廃条約」締結 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行	○「岐阜県婦人行動計画」策定
1987年 (昭和62年)		○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地对財特法)施行 ○「精神衛生法」から「精神保健法」へ改正	
1989年 (平成元年)	○「児童の権利に関する条約」(児童権利条約)採択	○「高齢者保健福祉十カ年戦略(ゴールドプラン)」策定	
1990年 (平成2年)	○「国際識字年」		
1992年 (平成4年)	○アジア太平洋障害者の10年(1992～2002)		○「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」設置
1993年 (平成5年)	○世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ○「世界の先住民の国際年」 ○「世界の先住民の国際の10年」の決議を採択(1995～2004) ○「第3次人種主義および人種差別と闘う10年」(1993～2003) ○UNESCAP「アジア太平洋障害者の10年」決議を採択(1993～2002)	○障害者対策推進本部が「障害者対策に関する新長期計画」策定 ○「心身障害者対策基本法」から「障害者基本法」へ改正	○「岐阜県老人保健福祉計画」策定
1994年 (平成6年)	○「人権教育のための国連10年」の決議を採択(1995～2004) ○「世界の先住民の国際の10年」(1994～2004)	○「児童権利条約」締結 ○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 ○「新ゴールドプラン」策定	○「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画」策定
1995年 (平成7年)	○「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	○「人種差別撤廃条約」締結 ○「高齢社会対策基本法」施行 ○「人権教育のための国連10年推進本部」設置 ○「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 ○障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」を策定	○「岐阜県障害者基本計画」策定
1996年 (平成8年)	○「貧困根絶のための国際年」	○「地域改善対策協議会意見具申」 ○「男女共同参画2000年プラン」策定 ○「高齢社会対策大綱」策定	○「ぎふ子どもいきいき夢プラン(岐阜県子育て支援計画)」策定
1997年 (平成9年)	○「貧困根絶のための国連10年」(1997～2006年)	○「人権擁護施策推進法」施行 ○「男女雇用機会均等法」改正 ○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行(令和元年アイヌ施策推進法施行により廃止) ○「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」の策定	○「岐阜県国際協力推進プラン」策定 ○「岐阜県同和行政基本方針」策定
1998年 (平成10年)		○「改正障害者雇用促進法」施行 ○「精神薄弱者福祉法」から「知的障害者福祉法」へ改正	○「岐阜県障害者プラン」策定 ○「岐阜県福祉のまちづくり条例」制定 ○「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」設置
1999年 (平成11年)	○「国際高齢者年」 ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」施行 ○「男女共同参画社会基本法」施行 ○「人権擁護推進審議会答申」(人権教育・啓発の在り方) ○「ゴールドプラン21」策定 ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)施行 ○「改正高齢社会対策基本法」施行 ○「拷問等禁止条約」加入	○「岐阜県男女共同参画プラン」策定 ○「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」設置

<p>2000年 (平成12年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」 ○「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 ○「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ○「平和と文化のための国際年」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」施行 ○「任意後見契約に関する法律」施行 ○「改正外国人登録法」施行(指紋押なつ制度の廃止) ○「民事法律扶助法」施行 ○「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 ○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 ○「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 ○「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へ改正 ○「人権擁護推進審議会答申(人権教育・啓発の在り方)」 ○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ○「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「同和对策課」から「人権同和对策課」へ改称 ○「岐阜県人権啓発センター」設置 ○「岐阜県生涯安心計画」策定 ○「岐阜県青少年育成アクションプラン」策定
<p>2001年 (平成13年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 ○「第2次植民地撤廃のための国際の10年」(2001~2010) ○「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年」(2001~2010) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「改正雇用対策法」施行 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 ○「新しい高齢社会対策大綱」策定 ○「人権擁護推進審議会答申(人権救済制度の在り方)」 ○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 ○「改正犯罪被害者等給付金等に関する法律」施行 ○「改正アイヌ文化振興法」施行 ○「改正アイヌ文化振興法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問 ○「岐阜県地方改善促進審議会答申」
<p>2002年 (平成14年)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ○「人権擁護施策推進法」失効 ○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)」施行 ○「身体障害者補助犬法」施行 ○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」施行 ○「地体財特法」失効 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権宣言」県議会決議 ○「岐阜県同和问题啓発連絡協議会」から「岐阜県人権・同和问题啓発連絡協議会」へ改称 ○「人権宣言」県議会決議 ○「岐阜県人権同和教育基本方針」決定
<p>2003年 (平成15年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「国際識字の10年」(2003~2012) ○第2次アジア太平洋の障害者の10年(2003~2012) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行 ○「個人情報の保護に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県人権施策推進指針」策定 ○「岐阜県人権・同和问题啓発連絡協議会」から「岐阜県人権啓発連絡協議会」へ改称 ○「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」から「岐阜県人権施策推進連絡協議会」へ改称 ○「岐阜県新・生涯安心計画」策定 ○「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行
<p>2004年 (平成16年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年」 ○「人権教育のための世界プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「改正DV防止法」施行 ○「改正障害者基本法」施行 ○「改正児童虐待防止法」施行 ○「改正児童買春・児童ポルノ禁止法」施行 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権同和对策課」から「人権施策推進室」に改称 ○「岐阜県男女共同参画計画」策定 ○「岐阜県障害者支援プラン」策定
<p>2005年 (平成17年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005~2014) ○「第2次世界の先住民の国際の10年」(2005~2014) ○「『命のための水』国際の10年」(2005~2015) ○「生命倫理と人権に関する世界宣言」ユネスコ総会で採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「犯罪被害者等基本法」施行 ○「発達障害者支援法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県人権啓発連絡協議会」から「岐阜県人権懇話会」へ改称 ○「岐阜県青少年健全育成条例」改正

2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「砂漠と砂漠化に関する国際年」 ○「人権理事会創設」決議 ○「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制的失踪防止条約）」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）施行 ○「高齢者虐待防止法、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）施行 ○「障害者自立支援法」施行 ○「改正障害者雇用促進法」施行 ○「日本司法支援センター（法テラス）」業務開始 ○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ○「人権施策推進室」から「人権施策推進課」に改称 ○「岐阜県青少年健全育成計画」策定
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「先住民族の権利に関する国連宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「改正男女雇用機会均等法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県多文化共生基本方針」策定 ○「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」施行
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第8回人権理事会において「ハンセン病差別撤廃決議」採択 ○「第2次国連貧困根絶のための10年」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「改正DV防止法」施行 ○「改正児童虐待防止法」施行 ○「改正児童福祉法」施行 ○「改正老人福祉法」施行 ○「更生保護法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県人権施策推進指針（第一次改定）」策定
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国際和解年」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「改正児童福祉法」施行 ○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）施行 ○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 ○「強制失踪条約」締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県高齢者安心計画（第4期）」策定 ○「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」策定 ○「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」策定
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「文化の和解のための国際年」 ○第65回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「子ども・若者育成支援推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2期岐阜県障害者支援プラン」策定
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3期岐阜県障害福祉計画」策定 ○「第2次岐阜県青少年健全育成計画」策定 ○「岐阜県人権教育基本方針」決定
2012年 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「改正児童福祉法」施行 ○「改正ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ○「新在留管理制度」施行 ○（「入管法」、「住民基本台帳法」改正、「外国人登録法」廃止） ○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県高齢者安心計画（第5期）」策定 ○「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第3次アジア太平洋障害者の10年（2013～2022） 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止対策推進法」制定 ○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）施行 ○「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）へ改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県人権施策推進指針（第二次改定）」策定
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 ○「改正児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法施行、名称変更） ○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ法）施行 ○「障害者権利条約」締結 ○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」策定 ○「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第3次）」策定 ○「岐阜県家庭教育支援条例」施行 ○「岐阜県青少年健全育成条例」改正
2015年 (平成27年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「子ども・子育て支援法」施行 ○「女性の職業生活における活躍の推進の推進に関する法律」（女性活躍推進法）一部施行 ○「生活困窮者自立支援法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次岐阜県少子化対策基本計画」策定 ○「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画（第3期計画）」策定 ○「岐阜県高齢者安心計画（第6期）」策定 ○「岐阜県障害者総合支援プラン」策定

2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行 ○「改正障害者雇用促進法」施行 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ対策法)施行 ○「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」施行 ○「再犯防止等の推進に関する法律」(再犯防止法)施行 ○「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次岐阜県青少年健全育成計画」策定 ○「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」施行
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 ○「生活困窮者自立支援法」施行 	○「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定
2018年 (平成30年)			<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県人権施策推進指針(第三次改定)」策定 ○「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」策定
2019年 (平成31年/ 令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)施行 ○「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 ○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」2019(平31/令元)年以降、順次施行 	
2020年 (令和2年)			○「岐阜県感染症対策基本条例」施行
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 ○「第4次犯罪被害者等基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県犯罪被害者等支援条例」施行 ○「第4次岐阜県青少年健全育成計画」改定 ○「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」策定
2022年 (令和4年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立(施行は2024(令6)年) ○「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(AV出演被害防止・救済法)施行 ○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)改正法施行 ○「こども基本法」成立(施行は2023(令5)年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」改称・改定 ○「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」中間見直し
2023年 (令和5年)			○「岐阜県人権施策推進指針(第四次改定)」策定

本巢市人権施策推進指針
(第3次改訂版)

令和6年3月

発行：岐阜県本巣市
編集：福祉敬愛課 社会福祉係

〒501-0494 岐阜県本巣市下真桑1000番地
電話：058-323-7754 F A X：058-323-1445

